

書評編集委員会

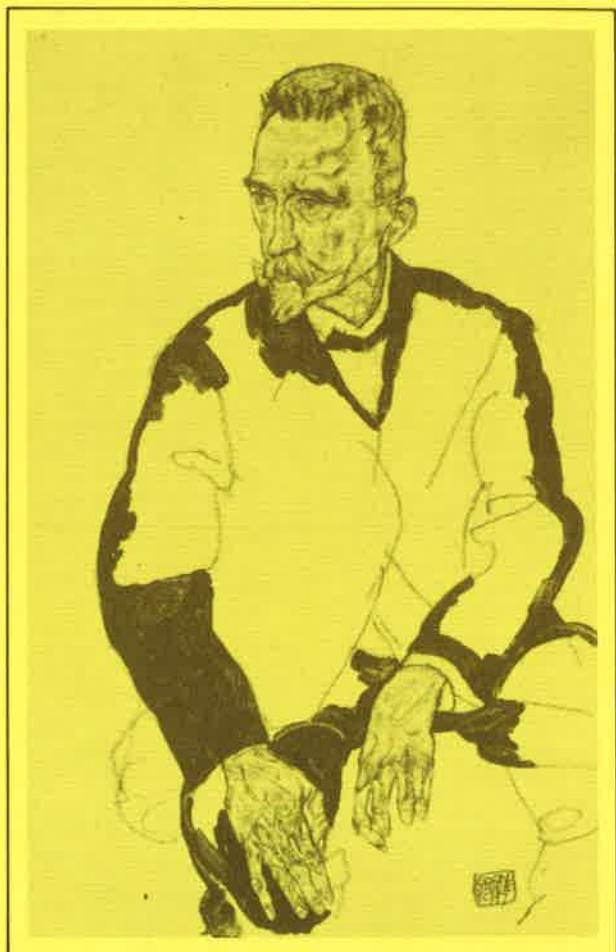
書評

第88号

1989. 6. 30

特集

天皇制再考
外国人労働者



羅針盤

特集 天皇制再考

書評編集委員会より

小山 仁示 8 4

昭和天皇と天皇制

'日の丸」「君が代」を考える
悲憤の山脈の裾野に立つて

鈴木 祥蔵 15

天皇報道とマスコミ

田宮 武 26

特集 外国人労働者

書評編集委員会より

在日朝鮮人と「出入国管理」体制

李 英和 36 34

外国人労働者問題の原点

寄稿

内藤湖南の朝鮮統治論(二)——併合に際して——

西 重信 54

連載

在日韓國・朝鮮人の教育問題ノート IV

同化教育政策の復活

梁 永厚

ロマン主義文学論序説——その八

池田 浩士

小説のなかの異境

研究余滴 ヴェルレーヌ¹³

どん底の中で『愛』を(Ⅱ)——詩集『愛』の構成

山村 嘉己

日本中国ことばの來往¹⁴(33)
“国際化”をめぐつて——ある“小さな”出来事

芝田 稔

短評

「昭和」の学校行事

94

市民の目から見た国際化

96

あぶない日本語学校

98

お知らせ

100

編集後記



中国がまた揺れている。胡耀邦前総書記の死去に伴い顕在化した中国民衆の「民主化」要求のうねりは、戒厳軍の天安門広場突入——数千名死傷という事態に直面している。「中国の振り子」と称される近・現代以降の中国社会は右に、左にと大きく揺れ続けてきた。そして現在、再び大きな転換点を迎えている。

今回の「民主化」要求運動をどう評価していくかは、いまは敢えて問うまい。しかし中国共産党・政府の特権階層の腐敗、汚職はかなり広範に存在しており、それに対しても中国民衆の反発や怒りはこれもかなり広範に存在していることはつきりしてきた。そのことは今に始まつたわけでもなく、例えば「芙蓉鎮」という映画が中国で大ヒットしたことからも見てとれる。この「芙蓉鎮」は文化大革命などの激動する時代の中で生きるマジメな庶民の生活を描写した映画という評である。その様な前評判にも関わらず、ここに登場する人物像は「善玉」「悪玉」と極めて単純である。それでいて「激動」の時代に生きる「庶民」の姿を描いたという評を受けるのは恐らく「文革」という現在では「負の激動」として認識される共有体験に依つて立つからであろう。どの様な時代であれ、民衆は生きることに真剣であると同時に、キレイ事だけでは生きていけない。結果として「善玉」で

あらうが「悪玉」であろうがそこに至るには個々人の複雑な歴史があらう。それを丹念に描くことが映画の厚みであろう。「さもありなん」という単純な人物設定がこの映画の感想として安直さを禁じえない根拠である。

にも関らず中国では「芙蓉鎮」がなぜうけるのか。題材として「文革」時代の中国社会や政治を置きながらも同時に中国民衆は現在の体制への評価も重ね合わせているのではないか？ 天安門広場に集まつた人々の中には「文革」時代に紅衛兵だった人も多いと聞く。その人々が「毛沢東時代の方が良かつた」とスローガンを打ち出し、毛沢東の肖像画を掲げデモ行進する姿はそれを物語つてゐる。

ところで最近の「中国問題評論家」の多さにはへキエキする。テレビのトーク番組にも深刻な顔が並ぶ。もちろん今回の事態は笑える話ではないし、中国政府の行為が正当であるなどと言うつもりもない。しかしこの没主体的な「評論家」国家ニッポンも問題である。今回の中

にオトシマエをつけ、自己の未来を切り開こうとしているのである。（これは中国に限らず、韓国でもフィリピンでも軍事政権が打倒された後に登場した「民主政権」に対してもそのギマンを暴き抵抗が始まつてゐる。）

ひるがえつて日本はどうか？ 史上最高の戦争犯罪者を「大喪の礼」の名で免罪しようとしている政府。そしてリクルート疑獄。これこそ世界でも最大規模の汚職であり、中国の政府高官の汚職などとは比較になるまい。（もちろん規模の大小ではないが）

我々は今回の中国の事態から学ばねばならないことは「日本の民主主義の大切さ」でもなければ、中国共産党内の権力抗争でもない。またアメリカや日本が自由と民主主義の守護神でもないのである。それは民衆自身が歴史の主人公であるということ。だからこそ歴史にオトシマエをつけねば（つけさせねば）ならないということである。問われているのは案外、日本の「民主主義」かもしない。

中国での事態から我々が学び教訓としなければならないことは、中国民衆の主体性である。かつて半封建・半植民地からの解放を求める、中国民衆は共産党と紅軍とともに革命を実現した。そして今、革命の党と政府にも問題があることに對し改革を要求している。つまり自己の歴史

特集

天皇制再考



昨秋の「天皇重体報道」から、今年に入つての「Xデー」そして「大葬」を通じて「天皇制」をめぐつては様々な議論・研究・調査が行われた。一部では、「Xデー」は〈戦前型暗黒時代〉への回帰」とアジア・ショナールな警告が強調されたが、結局は現実的にも説得力のないものに終わる気配である。しかし、だからとこの間の「自粛」・「記帳」ないしは「弔旗」騒ぎが「一種の流行現象」と看過できるものだろうか。むしろ、そうした「天皇制」の生活化・普段着化こそ私達が今後注意すべき視座ではなかろうか。今回、「天皇制再考」をテーマに特集を組むに当つてこの間感じたことにふれてみたい。

先述のように、一部で囁かれた「ヒロヒトの死」がすなわち強権的な支配体制の確立に結び付く、という意見にはどうもうなづけないとこころが以前からあつたのは確かであった。

事実、「記帳」・「自粛」・「弔旗」騒ぎは、権力・右翼・マスコミなどの天皇制賛美キヤンペーンなし脅迫・イヤガラセ等の影響は否定できないものの、今回の「騒動」はむしろ民衆が「自発的」に参入していくと見るほうが謎が解きやすい。が、問題がややこしいのは、だからといって民衆が「総天皇主義化」したのかどうかといふ

そうではないということ。私の知人にも「記帳」をした者がいるが、別段ファナティックな天皇主義者ではなく、「一般の「フツウ」の青年である。それが全国的な傾向といえるのだろうから、私は「私生活保守主義」と「天皇制」という両者の奇妙な握手が今回のひとつの要素・特徴ではないかと考える。

また、別の視座から述べるならば日本人の傾向としての「和の原理—内なる天皇制」がビビッドに働いたとも言えよう。すなわち、異質な存在を協同して排撃することによつて多数の「和」ないしは同一性・アイデンティティを保守する風潮が爆発した結果といえる。たとえば、ある学友を「いじめ」の対象とする」と、「いじめっこ」のみならず「傍観者」までが一体となりひとつの秩序・風潮を形成することによって自らの共同性を確認することと基本的には同様である。

一方、更に踏み込んで述べれば、これも日本に特徴的なものとして「上下関係がヨコのつながりを規定する」傾向があるが、今回それがよりグローバル化されたといえるだろう。いわゆる「右にならえ」の論理であるが、先述してきた傾向がイヒツに合成して「自肃の和（輪）」等を形成したと見ることも否定できない。さて、「このような天皇制の前面化に対して「天皇の神

格化・絶対化反対」や「民主主義・護憲」を叫ぶ人々が多くいた。もちろん、こうした人達が長年蓄積した運動の実績を否定するものではない。しかし、「クリーン天皇・アキヒト」という権力・マスコミの「売り出し方」の「成功」に対して、これらのスローガンが意外にリアリティに欠いたのは何故だろうか。

まず「現人神化」に関してであるが、私は99%有り得ないと考える。支配階級も恐らくそうではなく、「大衆性」をさえ持たせることでむしろ「ハ国民」に親しい天皇」をイメージさせることができ狙いではないか。現代において、日常生活に可視的に「皇室イデオロギー」を介入させることは権力にとつても「得策」ではないといえるし、逆に「空気のような存在」であり続けることで、逆に「天皇制の政治性」は保障・定着されていくわけである。

また、「天皇制強化」の社会風潮の対案として「民主主義・護憲」が意外にもインパクトあるものとして響かないのはいくつか理由があるのだろう。アキヒトの「護憲」発言には「右・左」ともとまどいを隠せなかつただろうが、一方で「戦後民主主義」と「天皇制」が共存した帰結というべきものである。なにより、皇国史觀を否定無く身につけさせられた世代だけではなく、「戦後民主主義と平和」を「謳歌」したはずの40代以前の世代が

先頭を切って天皇騒ぎに踊らされていた光景には、深く考え込ませるものがあった。そんな私に「天皇はロボットのようなもんだから心配ないさ」「どんなヤツでも死ぬときにはキチンと弔うのが当然だろ」と何人かの友人は軽く笑っていたが、それならば私こそ「祀憂」に踊らされていると言うべきなのだろうか? いずれにしても、顕在化してきたのは事実だろう。

「戦後」天皇は「無力の帝王」と化したかにみえるが、それは笑えない錯覚である。姓・選挙権・被選挙権・職業選択の自由・住居の自由など基本的人権を奪われている、という意味では「マリオネット」かも知れないが、彼のやることなすこと全て政治的意図がミエミ工である。「皇室外交」「皇室行事」「恩赦」など、少し理性的に考えれば「ウラの意図」が読めるものばかりで、それが証拠に、「これに対して拒否・反対を示す者には徹底的な弾圧が加えられる。が、考えてみよう、たとえば多くの外国人登録法「違反」者が何故「恩赦」を拒否するのか、と。過去の侵略・戦争責任に対する無反省であるばかりか、侵略史の一環としての「指紋制度」を現在的にも強制することで外国人を敵視・管理・弾圧する体制の頂点としての天皇制を、そして私達を告発しているのだ。

まさに「戦後ニッポン」の「恩恵」にドップリ浸つてきた「戦争を知らない」私の世代などにとつては、正直「天皇制の強化反対」といっても今一つピンと来ないのが大方の傾向ではないか? もちろん、そこには教科書の検定強化など「公教育の右傾化」等が私達の意識形成に作用しているのも事実だろう。が、この間私と同世代の者達が矢継ぎ早に記帳に駆けつけ、弔旗を揚げ、インタビューのなかで「最も惜しい人物を亡くした」などと嘆いている姿を見るに及んで、「ちょっと待つてくれ」と言いたくなる。確かに、マスコミの垂れ流したこの間の報道には「ヤラセ」等情報操作があるだろうし、すぐに戦争とファシズムの暗黒時代が到来することもないかもしれない。「大襲」などは、物珍しい「政治シヨー」気分で見た人も多いだろう。だけど、そうした風潮こそ最も私は恐しい。何故に、私達は「戦後」世代も含めて天皇制のもとでの侵略史を「忘れた」「知らない」と開き直つたとしても、それにより筆舌に尽くしがたい苦汁をなめさせられたアジア諸国の人々は決して歴史を忘れないだろうし、居直る私達を許さないだろう。それは至極当然である。また、「クリーン天皇」が登場するに至つて、ますます「歴史」が恣意的に歪曲されていくなかで、日常的に「天皇(制)」自体は「空氣化」させることで、

むしろ「親しく欠かせぬ存在」となるだろう。そうしたなかで、私達が現在・未来的天皇制に対してもかかるスタンスをとるのか、が問われている。

今回の特集「天皇制再考」においては、本学教員3名の方に執筆していただいた。史学・地理学科の小山仁示氏には「昭和と天皇制」というテーマで、教育学科の鈴木祥蔵氏には「日の丸・君が代と教育」というテーマで、

由宮武氏には「天皇報道とマスコミ」というテーマで各自執筆していただいたわけであるが、いずれも重要なテーマを私達に提示していただけたと考えている。歴史を教訓化できない者は現在・未来を展望することはできない、とよく言われるが、「日本は自画像が描けなくなっている」(安江良介氏)と指摘されているように、日本の自らの歴史への無反省な姿がアジア諸国の民衆の憤激を買つてるのは当然である。そうした「告発」に対さなければ、自らの歴史に自覺的にならないというのも情けない話であるが、それすらなく開き直り続いているのが現実の日本の姿ではないか。読者の皆さんはどう思われるだろうか?

読者の中には、天皇制反対の方ばかりではないだろう

し、だからと私達はそうした意見を拒否するつもりはない。むしろ、天皇制をめぐる論議がタブー視することなく賛否両論忌憚無く談論風発していこうではないか?特に、「テレビをつければ二コやかに手を振っている」くらいしか天皇・皇族に対するイメージがない世代の私達こそ、意識的にでも討論を始めていきたい。いや、始めなければならない。

特集●天皇制再考

昭和天皇と天皇制

小山仁示

はより国民に身近なものとなることを期待したい。

昭和天皇が亡くなつて一月七日の各紙夕刊は、数多くの人びとの談話を掲載した。毎日新聞の「私たちにとつての昭和」という一頁を占めた欄には、「大阪大空襲で同級生四人を失つた体験をもつ関西大教授」との説明づきの私の次のような談話がのつた。

終戦の時十四歳で旧制中三年だった。授業はなく工場での勤労動員に明け暮れた。本土決戦が近いといわれ、現人神（あらひとがみ）の天皇に生命をささげる覚悟はできていた。それだけに感無量だ。戦争では多くの民間人が犠牲となつており「すまなんだ」という素直な悼みのお言葉が欲しかった。次の天皇

この談話は天皇の発病のはるか以前、確か一九八六年の暮れに、いわゆるXデーに備えての電話取材に応じたもので、一九八八年九月一九日の吐血の翌朝、電話で「あれでよろしいか」と確認を求められたものである。だから、満二年以上の期間を経ており、とくに容体急変後の三か月近くの日本全体をおおつた異常な状況を体験していない段階での発言である。それでも、私の真意は全くせてるので、このままで良いと思つてゐる。右のこの談話の背景を説明すると随分長くなるので、ここでは省略する。

実は一月七日朝、私は毎日テレビからの電話で起こされた。「天皇が亡くなられた。感想を聞きたいので、これからお訪ねしたい」とのこと。あわててテレビをつけようと「大行天皇崩御」と報じられている。これはまたなんと「大行天皇」という一般には殆ど通じない言葉が出現したと驚いたものの、「昭和天皇」とはまだいえないのだから仕方ないと思つていたら、黒い服に黒ネクタイのディレクター氏を先頭に、テレビカメラが拙宅にとびこんできた。一〇分ぐらいしゃべった。長くて二分か三分にちよんぎられるにさまっているから、どの部分をとられてもかまわないように注意深く話した。このテレビ話は深更によく画面に出た。「天皇と天皇制は、その存在自体が非合理的、非科学的なものだから、これを議論する日本人はどうしても感情的になる。白馬にまたがる大元帥陛下のもと、あの戦争をたたかつた世代は、賛成派にしろ、反対派にしろ、感情論に流される。理性的に考える必要がある」と述べただりが放映された。このときの私はラフな平服姿であり、これが当日テレビにうつし出された大部分の人びとの違いであった。

一九八八年一二月二〇日、毎日新聞労働組合大阪支部で「天皇制を考える」と題して講演した。こう書いてくると、天皇制に関する限り、私はどうも「毎日」と縁

が深い。そういうえば二〇年以上も昔、一九七六年一月六日、在位五〇年を機会に「日本史の中の天皇」と題した学術講演会を歴史関係の学会主催で開いたときも、後援は毎日新聞社であった。「古代天皇制の成立過程」を当時大阪市大教授直木孝次郎氏、「封建時代の天皇とその役割」を当時大阪大学教授黒田俊雄氏、そして「近代日本と天皇制」を私が話した。このとき、毎日新聞の担当記者から「右翼には気をつけて下さいよ」と注意された。直木教授と黒田教授には、こんな注意がなかつたはずである。古代の皇室が血で血を争う抗争をくり返した話をしても、封建時代に天皇が国王であることを否定されていた事実を話しても、問題にならない。近代天皇制に関する限り、タブーだらけなのである。天皇制に限らず、近・現代史に関して何らかの叙述や発言をして、おどかされた経験のない日本近代史家は少ないのでないだろうか。右翼に脅迫されると、たしかに気持ちがわるい。臆病な私は、いつも言葉をえらびえらび発言している。それでもおどかされて、びっくりすることがある。こここのところに、日本の近代、そして近代天皇制の特質がひそんでいると思う。それはそれとして、毎日新聞労組で話したのと同じようなことを、次に書こう。

天皇制が非理性的、非科学的な存在であることはわか

終戦のとき、私は十四歳の中学生であった。天皇を神と信じ、その天皇のために死ぬ覚悟をしていた軍国少年であつた。戦争が終わつてしまふと、「どうもおかしい」という気持ちが生まれ、天皇の呪縛から割合に早く解放された。天皇制の存在を「迷妄」と考へるようになり、以来、四〇年余り、そのままである。ただ、こんなに長く共和主義者でいると、年が寄るとともに温厚な共和主義者になつてしまつたことは確かである。しかし、これはどうも年齢のせいだけでもなさそうである。

若い人が激しく「ヒロヒト」攻撃をしたり、昭和天皇は戦犯として処刑されるべきだったと言つたりすると、「ちよつと待つてくれ」という気持ちにもなる。もちろん、それは私が死刑廃止論者であり、平和主義者であり、人権尊重論者であるからである。だが、天皇制を否定する思想の私が、テレビで病状悪化のニュースを見たとき、「感無量」となつたのは確かなのである。私の心の中に「悪しきにつけ悪しきにつけ」、白馬にまたがる大元帥陛下のものとて太平洋戦争を戦つたという気持ちが残つていて、かつては自分の生命を捧げようと思つた「あの人」が亡くなられるのに感無量となつたのである。

昭和天皇に戦争責任があるのは当然だし、天皇制はない方がよい、ないしはなくてもよいと思つてゐる私がこのである。



終戦のとき、私は十四歳の中学生であった。天皇を神と信じ、その天皇のために死ぬ覚悟をしていた軍国少年であつた。戦争が終わつてしまふと、「どうもおかしい」という気持ちが生まれ、天皇の呪縛から割合に早く解放された。天皇制の存在を「迷妄」と考へるようになり、以来、四〇年余り、そのままである。ただ、こんなに長く共和主義者でいると、年が寄るとともに温厚な共和主義者になつてしまつたことは確かである。しかし、これはどうも年齢のせいだけでもなさそうである。

若い人が激しく「ヒロヒト」攻撃をしたり、昭和天皇は戦犯として処刑されるべきだったと言つたりすると、「ちよつと待つてくれ」という気持ちにもなる。もちろん、それは私が死刑廃止論者であり、平和主義者であり、人権尊重論者であるからである。だが、天皇制を否定する思想の私が、テレビで病状悪化のニュースを見たとき、「感無量」となつたのは確かなのである。私の心の中に「悪しきにつけ悪しきにつけ」、白馬にまたがる大元帥陛下のものとて太平洋戦争を戦つたという気持ちが残つていて、かつては自分の生命を捧げようと思つた「あの人」が亡くなられるのに感無量となつたのである。

昭和天皇に戦争責任があるのは当然だし、天皇制はない方がよい、ないしはなくてもよいと思つてゐる私がこのである。

うなのである。とにかく理性では割り切れない感情的なもの、情緒的なものが残っているのである。

ただ、戦後生まれの若い人にもそういう気持ちがあるとすると、私にはさっぱり判らない。何か珍しいもの、長く続いた天然記念物を保護するような気持ちなのであらうか。正月の皇居の一般参賀では、大部分の人は調子に乗って、レクリエーションのつもりで旗を振っているのだろう。あの記帳さわぎも、一種の流行現象だつたのであらう。でも、それがこわい。そういう風潮を仕掛け、動かしている勢力が厳然と存在し、国民を一定の方向に導こうとしているのである。調子に乗つてはいけない。参賀も記帳もやめるだけの制御力が欲しかつた。私は、天皇がかわつて、新しい天皇によつて、日本国憲法の規定する象徴天皇、さらにはイギリスなどの西欧的な王室に近づくのではないかと今でも期待しているが、どうも危ない氣もする。日本人、とくに若い世代がどうなるかにかかつていて、ここに今、学校教育をめぐつての激的な攻防がはじまつてゐる。私の親友の府立高校長は、大葬の礼の日に半旗を掲げなかつたので左遷された。大阪の多くの学校で、半旗をめぐつて激しい争いがおこつた。とくに小学校教育がどうなるかで、日本の将来はほぼ決まるという、そういう正念場にかかつてゐることを認識

して欲しい。

終戦の年、一九四五年の日本人の平均寿命は、男二三・九歳、女三七・五歳であつた。戦争というものがいかに多くの若い生命を奪つたかを示す、悲しい数字である。男二三・九歳、このすさまじいばかりの、残酷な平均寿命。十四歳の少年の私が、近いうちに死ぬものと覚悟していたのである。敵艦に突込んでいった特攻隊の兵士の多くは十七、八歳であつた。硫黄島で玉碎した兵士の中には、十四、五歳の海軍年少兵が多くいた。満蒙開拓青少年義勇軍の隊員は十四、五歳であつた。こんなにも若い人たちが、天皇陛下のために死んでいった。

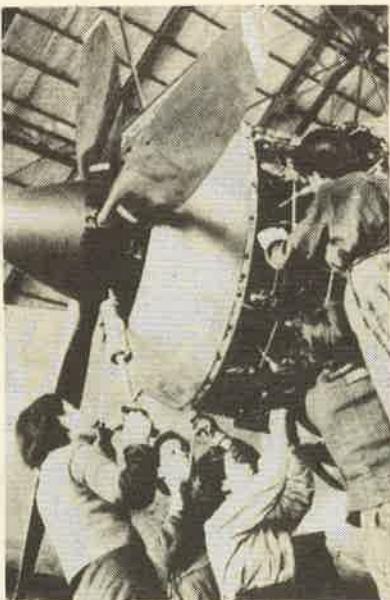


「露營の歌」という愛国歌謡があった。「勝つて来るぞと勇ましく誓つて國を出たからは手柄たてずに死なりよか」で始まるこの歌は、出征兵士を送る時によく歌わされた。その三番には「夢に出て来た父上に死んで還れと励まされ覚めてにらむは敵の空」、そして四番になると「思えば今日の戰闘に朱に染まつてにつこりと笑つて死んだ戦友が天皇陛下万歳と残した声が忘らりよか」となつていいた。

今からみると、背すじの寒くなるような歌だが、こんな軍国美談は、当時の新聞・雑誌に山ほどあつた。このような中で少年たちは育つっていた。教師の話の中で「天皇」とか「天皇陛下」という言葉が出ると、直ちに不動の姿勢をとる。授業中でも、鉛筆を机上に置いて、両手をひざの上に、背すじをきちんと伸ばす。修身や国史の時間は、「天皇」という語の連発だから、しょつ中、不動の姿勢である。「天皇」に不敬の言動とみられる行為、つまり「天皇」という日本語をほおづえのままで耳にしたとしたら、顔かたちがひん曲がるくらいなぐられても当たり前であった。そんな中で育つた少年だからこそ、吉田満『戦艦大和ノ最後』に、『見レバ少年兵一名、身ヲ挺シテソノ根元ニ攀ジノボル。沈ミニユク巨艦ノ生命、軍艦旗ニ侍セントスルカ』と記されたような、軍艦旗と

運命とともにする者がいたとしても不思議ではない。

私の著書『大阪大空襲——大阪が壊滅した日——』にも書いたが、動員先の工場で爆撃を受けて全身大火傷の中学生三年生の少年が、死ぬまぎわに「天皇陛下万歳」と言つた。御母堂は今でも「戦場の兵士でさえ、天皇陛下万歳と言う人が少なく、お母さんと言つて亡くなつた人が多いと聞いているのに、私の息子は校長先生や級友の見守る中で天皇陛下万歳と唱えた」と話される。同年齢、同じ軍国少年だった私にとつては、なんとも耐えがたい、やりきれない話である。また、七歳の国民学校一年生の児童が「軍人勅諭」の「一つ、軍人は忠節を尽く



すを本分とすべし」とうわごとを言ひながら死んだ話を、生き残った姉から聞いた確かに事実として、これも私の本の中に書いておいた。

つい先日、パラオ本島（バベルダオブ島）生き残りの元海軍兵士の話を聞いた。商店会の理事長をしている、その地域のいわゆる名士である。この方は、あの大葬の礼の異常な状況を見て、黙つておれなくなつたと、ついに四十四年間の沈黙を破つて発言されるに至つたのである。「自分は三十二人の戦友の遺骨とこの水筒だけを持つて日本に帰つた」と、まだ血のあとのはつきり残る水筒を私にあずけ、「この水筒のことを話しあじめると涙が



出て仕方がないのです」と語られた。「なにしろ人口六千人ぐらいの島に、日本軍が十万人ぐらい上陸したものだから、島民にとつては迷惑な話だつた。日本兵は島を守るつもりでいたのだが、島民たちは日本軍がいるからアメリカ軍の攻撃を受けるわけで、どこかへ行つて欲しいという態度だつた」という。いよいよ、日本兵の運命も終わりと思って、「みんな靖国神社で会おうではないか」と声をかけると、兵士たちはだまつてしまつた。一人の兵がばつんと言つた。「靖国神社なんかに行きたくない」と。別れの冷酒にも、だれも手をつけなかつたといふ。

大日本帝国は天皇が統治した。天皇は神聖不可侵であつた。陸海軍は天皇が統帥した。天皇は大元帥であつた。それにプラスするに、戦争の局面、局面での天皇の指導性や発言・行動をみると、昭和天皇に戦争責任がないなどとは絶対にいえたものでない。ただ、私のような温和平等主義者、平和主義者は、そういうことを当たりまえと思つていて、余り気にならない。しかし、若い人のなかには、一連の天皇報道で天皇を尊敬した人も出たことだろう。その反対に、一連の行事に反発し、さらに歴史の事実をひとつひとつ知つて、過激に批判する人も出てきていることと思う。とにかく、これから日本人に

とつても「天皇」は大きな問題である。こんなことは世界でも類例のない話で、やはり日本の天皇制は「万邦無比」だと思う。歐米型の君主制と日本の近代天皇制を同列に扱うことは、物事の本質をみあやまることになる。太平洋戦争で約三一〇万人の日本人が死んだ。さらに大切なことは、中国をはじめ、アジア・太平洋地域の人びと二千数百万人が、ほかならず日本がはじめたあの戦争で死んだ。その大部分が非戦闘員だった。これに対し



て、天皇も支配者も、そして私たち日本人もなんの償いもしてこなかつた。この点では、天皇も私たちも一緒だつたことになる。ドイツ連邦共和国（西ドイツ）大統領ヴァイツェッカーの、有名な次の言葉は私たち日本人の心に痛烈に突きささる。「後になつて過去を変えたり、起こらなかつたことに対するわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」（永井清彦訳、『荒れ野の40年』）。

天皇には、姓、選挙権、被選挙権、職業選択の自由、住居の自由など、基本的人権が失われている。そういう人間としての権利の無い人間が日本国民統合の象徴とは、いったいどういうことなのだろうか。「万世一系」の天皇家の血筋の男子が「天皇」になるというのは、いったいどういうことなのだろうか。そもそも、血筋や家柄で世襲的にその人の社会的地位が決まるということが、人権尊重、人間みな平等であるべき日本で許されてよいのだろうか。これだけのことを指摘しておく。あとは読者の諸氏の賢明なる理性的判断にゆだねる。

特集●天皇制再考

「日の丸」「君が代」を考える

——悲憤の山脈の裾野に立つて——

鈴木祥蔵

一、天皇の死去と私と

私は戦前の天皇制教育を受け、「天皇のために死ぬことが日本に生をうけた人間の最大の義務である」と教えられ、戦前の祝祭日や学校の儀式毎に必ず、最敬礼をさせられ校長のうやうやしく奉読する勅語を聞かされ、「君が代」を合唱させられて育った世代に属する。

やがて旧制の高校に進んで寮生活をするに及んで、社会主義を論じ、日本の当時の軍部の批判を熱心にする友人の幾人かを知つて大きな驚きをもち、ロシア文学を読んだり、ロマン・ローランに熱中したりもした。しかし、

すでに左翼思想の先輩たちは殆んど根こそぎ弾圧され、自由主義者たちまでが攻撃をうけて論壇から追放されてしまっていた。京都大学に進んだ頃には、私の選択した哲学科の教授たちの多くが、「大東亜共栄圏の哲学」などと戦争協力の姿勢を打ち出していた頃で、講義でもゼミでもヘーゲルの哲学が中心になってしまっていた。文化人たちは軍部特に陸軍のやり方を批判したり笑つたりはしたが、天皇制への批判は一切口にしなかつた。私は戦場に出て死ぬ以外の道を選ぶことはできないのだと思ははじめた。決定的な時期に小学校・中学校までの間に、「つくられたもの」がいかに決定的な役割を果す

かが思い知らされたのであった。

私は一九四三年の九月に繰上げ卒業させられ、大学院に籍をおいて勉強をつづけるつもりでいたところへ、一月召集令状が来て、仙台の野砲隊に入隊することになった。一二月には貨車につまれ、中国まで送られた。

南京から漢口へ、そして漢口から三咬店という宣昌近くの陣地までつれて行かれた。三咬店には後方からの補給路が断たれ食糧は殆ど来なかつた。つまり完全に部隊は孤立してしまつてゐたのである。そこでわが「皇軍」は隊長の命令に従つて、作戦と称して中国の村落を襲つて食糧その他を強奪するのである。大東亜共榮圏という大学の教授たちの「崇高」なる理念と日本軍隊の行為とのギャップはとても埋まるものではなかつたのである。

私はやがて幹部候補生の試験に受かつたので仲間たちと共に旧満州のハルピンの近くの阿城というところへ送られ、そこで訓練をうけ、適道というところにあつた野砲隊に配属になつた。やがて山の中に陣地をつくる仕事がはじまり、ソビエトとの戦争を準備しなければならぬといふ噂でもつぱらであった。

一九四五年八月六日ソビエト軍が国境を越えて侵入してきたときには、約三ヶ月ほどの時間をかけて掘り上げた山の中の陣地は放棄され、牡丹江の越河に布陣した。

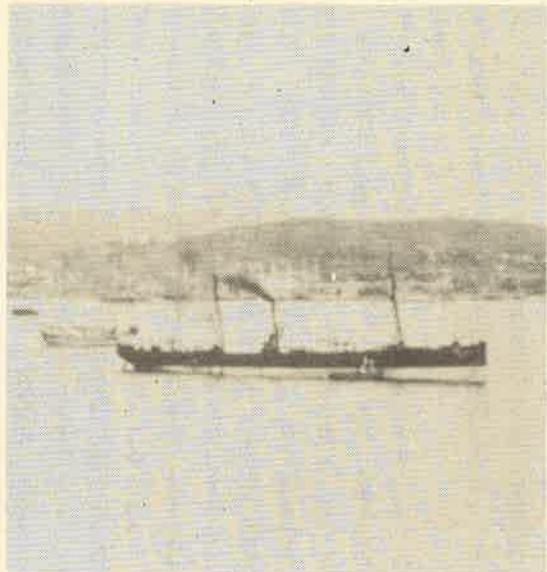
しかしぴビエト軍がわれわれの正面にまわしてよこしたカチューシャ砲は圧倒的威力であつて、八月一〇日から一四日までの戦闘でわが野砲隊は全滅に近い状態であつた。一五日退却を命ぜられ、牡丹江に引き返し、そこから横道河子へと結集を命ぜられ山をさまよつて逃げて横道河子についたときにはもう八月一八日になつていた。そこで終戦を知らされたのであった。

われわれは横道河子でソビエト軍に武装解除され、捕虜としてソビエトに連行され、それから三年私はシベリアの山の中で伐採その他の作業を続けて一九四八年一二月に日本へ帰つたのである。

三咬店で戦死したもの、越河のカチューシャ砲の攻撃で死んだもの、ソ満国境を越える道々見た日本の兵隊の真裸の蛆虫だらけの姿、それらが私の目に焼きつけられたままでこの四〇年の間、未だに消えないるのである。

戦死の公報なるものを受けとつた家族は、名誉の戦死者などと思ふこまされていたに違ひない。行方不明と言われて未だに帰りを待つ家族などもあるに違ひない。戦死者の父母はおそらく悲しみを胸に抱いたまま死んで行つた者も多いだろう。

アジアでは二千万人の死者を出し、日本では三百万人の死者をつくつた。その一人一人の死者のまわりに幾人



もの肉親が悲しみと憤りを胸に抱いて何千万人もの人々のこの悲憤の山脈をつくり上げてきた戦争だったのだ。

その戦争をはじめようと命令を出し、陸海軍のトップに立って大元帥と名乗り全軍を指揮統帥したのは、今度死んだ天皇なのである。

その責任を明確にしないままに天皇は死んでしまったのである。私は天皇の死を悼むことができないのである。

侵略戦争に対する反省

ソビエトの山の中で、零下三〇度以下でも伐採を続けたあの労働の中で、私は戦争に従事した私の罪の問題について考え続け、私たちの受けってきた天皇制教育を批判し、私自身の中に「つくられたもの」を克服して「みずからをつくりかえるもの」（主体的自己変革者）とならなければ、私自身は人間になれないという結論に達して帰国した。

ナホトカを出発した帰国船の中で、私はふと次のようなことばを思い浮べた。

「豪華な客船の一等船室で旅を続ける人々は、波の底の宝物の存在に気づかないものだ。たとえ気づいたとしても、彼らは自分の体の濡れるのを恐れて、海にもぐつて宝物を拾い上げようとはしないものだ。」

私は戦前の日本社会を一等船室で旅した一人だと言つていいだろう。東北の白石という小さな町に生れ、そこは美しい自然に恵まれて、優秀な祖父の努力のお陰で何不自由なく育てられ、仙台の第二高等学校から京都大学の哲学科で勉強することができた。文学が好きで沢山の小説を読むこともできた。そして、社会が平和であり、くらしが豊かであることが大事だと思いつつも、ついに

あの戦争にまき込まれてしまつて、信鷲の「罪悪深重・煩惱熾盛の衆生」という歎異抄の中に言葉をたよりにして兵隊になるしかないだらうと自分に言い聞かせて招集に応じてしまつた私であつた。たゞこの身は獄につながれようとも、なぜあのとき招集令状を破りしてることができるなかつたのだろうか。私は何度も何度も考えた。

そして、シベリアの山中で労働に従事しながら、信鷲は一方で、「海河に網を曳き、釣をして、世を渡る者も、野山に獸を狩り、鳥を取りて、命を繼ぐ輩も、商いをもし、田畠を作りて過ぐる人も」というあの言葉を私の身に引き寄せることができなかつたためだと思ひはじめたのであつた。

私の帰国したその丁度同じ頃に、国際連合は、一九四八年一二月一〇日に「世界人権宣言」を第三回総会で採択したのである。

その前文には、「人権の無視と輕侮とは、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為を生ぜしめ」と第一次、第二次に亘る世界戦争を反省している。野蛮行為の最たるものには戦争であり、日常不斷におこる戦争が差別なのである。戦争でも、差別でもそこには「悲しみと憤りの山脈がづいている。」その山脈の裾野に立つて、戦争を起しかねない原因になるものとたたかい、差別の原因をとり去



るための日々の不斷の努力の前方にしか平和はないことを宣言したこの世界人権宣言の大事さを私は感激して手にしたのであつた。

天皇は人間宣言をしたと言われながら、一九七五年訪米の際に記者会見をし、記者団からの質問で戦争の責任について問われ、「そういう言葉のアヤについては、私は文学方面はあまり研究していないので、その問題についてはお答えできません。」と答えた。また、原爆投下についても、「遺憾には思っていますが、戦争中のことであるから止むをえないと思っています。」と答えた。

国体の護持、つまり天皇の戦争責任の追及をのがれために、ポツダム宣言の受諾を延期し遂に八月一四日の大阪大空襲や広島・長崎の原爆投下をうけたことへの反省はなにもなされていないのである。

二、政治利用されるマスコミと学校

今回の天皇の死去をめぐって、私が危険を強く感じたのは、マスコミの一月七日、八日両日のあの対応であった。永い間準備したに違いないビデオをNHKは勿論民放まで一切のコマーシャルを止めて報道しつづけた。私は戦争中のあの「大本営発表」を思い出したのである。一斉に喪服を着たアナウンサー、出演者の殆んどが喪服、そして天皇はいかに戦時中國民のことを心配したか、自分に責任があったとマッカーサーに申し出て彼を感動させた話、戦争の後疲弊した國中をまわって國民に勇気づけて歩いた話などどの局のテレビも全く同じものであった。一斉に報道は管制されてしまったのである。

新聞やラジオしかなかつた時代でも大本営のあの報道管制は「わが国が勝つていて敵のダメージは甚大である」という虚偽を國民大多数の頭にたき込んだのである。敗戦後その虚偽性がばくろされたのだ。今日のテレビの統制は、あれ以上の効果をもたらすであろう。人間の認識は、おのれの感覚（外受客器）をつかって、直接に生（なま）の外界の状況を把握するか、それとも他人の送つてくる情報知（インフォーメーション）によるか、おおまかにこの二つに大別できる。何といっても認知の

基礎は、自分の感覚をつかって直接に経験してまとめた知識である。しかし、それには限界がある。そこでどうしても他人が直接経験したものを集約して送信してくる情報知にたよらざるを得ない。われわれの外界認知能力の範囲は限定されている。たしかに百メートルとか一kmといった範囲である。だからわれわれは類推によって情報をたよりに広い世界の情況をつくりあげて、これが現在の環境であるという「環境像」をつくり上げるのである。前者、つまり自己の周囲世界は目、耳、鼻、口、肌の感覚の直感しうる範囲に限定される。それがわれわれ人間にとつての「環境」である。そして、この第一次環境境外の環境は、他人の送つてくれる情報によつて構成されたものであつて、それは、「準環境」とか第二次環境と呼んでいいものである。

もしも、われわれが自己的環境をリアルに把握する力を養わなかつたら、われわれの行動はおそらく有効であることができず、失敗することになる。

情報の国家権力による統制は、国家権力に都合のいい情報だけを国民に流し、都合の悪いものは流させないことになる。戦時中の国家権力は極端にそれをやつたのである。

戦況はニュースという形をとつて流されるわけである

が、それはすべて、大本営発表という形をとる。新聞の記事もラジオのニュースも皆この大本営の検閲をへて、都合のわるいものは全部カットされてしまう。したがつて国民の頭の中には、わが国の軍隊はいたるところで戦果をあげ、敵側は敗北に敗北を重ねていると思い込まされ、国民の多くは有利な環境にあるという準環境（実は虚偽の）に適応して生きるために、「ほしがりません勝つまでは」というスローガンを鳥飲みにして、一生懸命努力するということになる。しかし、敗戦が決定し、情報の管制がとかれて、正しい情報が流されてみると、陸軍の保持している飛べる飛行機は僅かに三台しかなかつたということに驚くことになる。

情報が正しくなければ、われわれの頭脳の中につくられる準環境は、実際の環境から次第に遠く離れて、虚偽性をまし、その結果としてわれわれの行動は有効性を失つてしまふのである。

人間の知る権利といふのはその意味で基本的なものなのである。いまソヴェトでも、グラズノスチ（知る権利、情報の公開性）はペレストロイカの一部として重要な問題となつてゐるのである。

天皇報道のあの画一化された報道は、おそらく何日も前から、Xデー作戦の一部として準備されてきたに違ひ

ない。

天皇に対する異論、批判は一切封じられ、しかも天皇は戦争責任をすでに果してしまった全く同様のビデオがNHKは勿論のこと、すべての民放で一斉に同一のものが流されたのである。これは報道管制というしかない。

第二次世界戦争まではテレビはなかったのである。多くはラジオと新聞、一部は雑誌であった。これらすべては戦時中大本営によつて管制され、口コミによつては一部「負けているらしい」という情報が流されたこともあるのであるが、大多数の国民はラジオと新聞の報道につかりたぶらかされてしまつたのである。



バートランド・ラッセルは普通教育が普及して字が読めるようになつた大衆は、充分に判断する能力に欠如したために、政府の公報機関化した新聞にまどわされてしまつたのだといって、宣伝^{プロパガダ}と教育の関係を論じている。彼はそこで教育の犯す罪を充分に反省すべきことを強調しているのである。

戦前の教育は、大本営発表というニュースの管制と並んで、またその報道を素直に鵜呑みにする素地を子どもたちにつくつたという罪を背負つてゐる。

三、侵略戦争へ子どもたちを駆り立てた 教育への反省

私自身は、戦前の天皇制教育で「つくられてしまつた」者の一人である。

教育内容はすべて国定教科書によつたために、われわれの「ものの見方・考え方・感じ方」が殆んど教科書でつくられてしまつた。

それをさらに強固にしたのが学校の儀式であり、学校での習慣であった。

修身科を筆頭にすべての教科に「天皇中心」の思想を盛り込み、大和民族の優秀性を強調し、靖国神社や伊勢皇大神宮に崇敬の念を持つのは日本人たるもののみとめ

であると教え、家族主義、特に男女の役割分担の考え方を徹底させた。

一八九〇（明治二十三）年十月三〇日の教育勅語の渙發を機に、全国の学校に、教育勅語と天皇、皇后の写真を配布し、これらを学校の奉安殿に安置させ、教師と子どもたちが、登下校に際し、最敬礼することを義務づけ、儀式の都度ここから勅語と写真を講堂の正面に移し、校長・教頭はモーニングに白手袋をはめてうやうやしくこれまでに最敬礼して勅語を読み上げ、その間子どもたちは、首を垂れて拝聴させられたのであつた。

儀式の当日は校門の上に二本の日の丸の旗が十字に組まれ掲げられていた。

このような学校教育のつくり出した全体の情況を基盤として、資本主義のつくり出す矛盾の中から次第に「日本的ファシズム」の思想が醸成されていったのである。

丸山眞男が戦後間もなく指摘したように、天皇制国家は、ヨーロッパの近代国家のように、中性的国家（Bürgerlicher Staat）として自らを規制することができなかつた。つまり國家権力が天皇絶対という権威をおとしたて、真理とか道義とかの内面的価値を権力の側が決定して、これを市民におしつけることが平氣で行われてしまつたのである。

学校長の中には教育勅語を読み誤ったために職を辞めさせられたり、割腹自殺をしたものも何人もでた。今回の學習指導要領の改訂に当つて、従来も強力に指導してきた「日の丸」と「君が代」の強制が、一段と明確に規定され、反対する教師や市民の抵抗を一方的に処分または、排除できる根拠づけが行なわれたのは極めて重大なことなのである。

天皇が戦争責任を明かにせず、憲法上「象徴」となつたにもかかわらず、その死去に際しては実質的な「元首」のあつかいをされ、一切の報道を一方的に統制して流し、教育のすべての機関に弔旗の掲揚を強制した。これは新憲法、つまり日本国憲法を「解釈改憲」して、権力の側の価値観を一方的に国民におしつけるものなのである。

教育の国家統制は勿論いまはじまつたのではない。一九五一年のサンフランシスコ講和（當時、これは片面講和と呼ばれた、つまり中国、ソヴェトその他社会主義国家はぬきにして自由主義国家とだけ行なわれた）以来、自民党政府によって行なわれてきているのである。一九五八年には學習指導要領を官報に告示してこれを国家基準であるとし、これによつて教科書検定を強化し、その準國定とも言うべき教科書を一方的に子どもに流し込み、その頃からすでに儀式に際しては、「日の丸」「君が代」



を「義務」として押しつける指導を文部省ははじめてい
る。

一九七七年の学習指導要領の改訂に際して当時の三浦
防衛庁長官海部文部大臣に強硬な申し入れを行つて「君
が代」を国歌と明記し、必修を義務づける処置をとった。
また自民党は都道府県議会で「日の丸」掲揚と「君が代」
の儀式導入を決議させようとし、一九八五年の九月五日、
文部省は遂に、全国の小中高における「日の丸」と「君
が代」の実施の状況を一覧表にして発表し、その未実施
府県に大きな圧力をかけはじめた。

今回の天皇の死去を契機に、全国の学校に喪章のつい
た日の丸の半旗をかかげるよう指令したのは、国民の基

本的人権の一部である思想信条の自由を侵害するものだ
と言つて過言ではない。

ヒットラーの象徴であったハーケンクロイツはヨーロ
ッパでは激烈な非難をまき起す。「日の丸」も「君が代」
も二千万人の戦死者を出したアジアでは同じような反応
を引き起す本質をもつているのである。

それだけではない。学校をつかつて一方的にある特定
の者に拝跪を強制し、天皇制を賛美してきた「君が代」
を強制することは、学校を再びプロパガンダの機関にす
りかえる政治的な営みでしかないのである。学校は自民
党のイデオロギーの宣伝の場所としてはならない。かつ
ての誤りを反省して、学校は強制からは自由な真理・真
実を求める場所でなければならない。

四、ナショナリズム克服の課題

「日の丸」が国旗としての法的根柢の無いことも勿論
問題である。また、「君が代」が国民民主権の民主主義の
否定につながることも問題である。

しかし、もう一つの重大な問題は、ナショナリズムと
国旗国歌が結合し、無条件に国家の命令に従うことを「愛
国心」と混同してしまう青少年の育成がたくらまれるこ
とのである。

第一次世界戦争が終り、第二次世界戦争が起る可能性が世界に見えてきた段階で、つまり一九三二年に、バートランド・ラッセルは「教育と社会体制」(Education and the Social Order)で、戦争を回避するための学校教育の在り様を提案している。

「もし諸君が、自分は恐怖で辟易するようないまわしい犯罪をだれかに犯させたいと思うならば、まず凶悪犯人の一味に忠誠を誓わせ、それからかれにかれの犯す罪は、忠誠精神の実例のように思い込ませればよい。愛国心はこういうからくりの最も完全な例である。

たとえば、国旗に対する崇敬をとつて考えよう。国旗は国にとつては戦闘能力の象徴である。それは戦闘の大戦の、侵略のそして英雄的な偉勳を暗示する。ユニオンジャックは、ブリトン・ネルソンといった人物や、トーラファルガーハー海戦を暗示するが、シェクスピアや、ニュートンやダーヴィンを暗示しはしない。人類の文明に寄与することが、英國人たちによつてなされた場合、この旗の象徴の下になされたのではないし、この象徴が崇敬されるとき心に蘇えるものによつてでもない。英國人たちの行為の最高のものは、英國人となざされたのではなくて、個々の人間として為し遂げられたのである。英國人たちが英國人たることを意識し、

または英國人であるがゆえになした行為は、あまり賞賛に価するものではない。ただ、それはこの旗が尊敬するようにわれわれの心をかきたてるにすぎないので。そして、英國々旗についていえることは、星条旗にもそつくりそのままあてはまるし、列強国といわれるような国々の旗にもいえることなのである。」

「西欧諸国中至るところの少年少女は、最も重要な社会的忠誠はかれらが所属する国家に対するものであり、国家に対する義務は、政府の命ずるように行動することであると教えられる。この教義に反問しないよう、かれらは偽りの歴史や、偽りの政治学や、偽りの経済学が教えられる。かれらは外国の過ちは教えられるが、自国の過ちはつけられまい。かれらは、自分たちの國家が関与してきた戦はことごとしく防衛のための戦争で、外国のたたかつた戦争は侵略戦争などと思うよう仕込まれる。予期に反して、自國が他国を征服するときは、文明を広めるために、福音の光を点ずるために、高い道徳や禁制をまたは他の同じような高貴なことを広めるためにそうしたのだと信じるよう教育される。他の国には道徳的な基準など」という

ものは全くなく、英國の國歌が強調するように、「他國の暴虐なる奸計を打ちくだく」ことは神への義務であつて、——その義務は、神も方便としてわれわれを嘉し賜えるものであると思ひ込ませる。實際は、どこの国も他国と交る場合、自分の國の軍事力でなし得る限りの罪の数々を犯すのである。國民は、立派な國民さえも、これらの犯罪を可能にする活動に対し全幅の同意を与える。なぜなら、かれらは何が一体行われるのか知らないし、事實を正しい見地に立つて見ていなければ、そのであるから。」

國旗というものは、「その國の戦闘能力の象徴である。」ともラッセルは言う。國民の次代を荷う者たち、つまり兵士の豫備軍に、國旗と國歌をたたき込んで國家の命令は神聖なものだとそれを無条件に受け入れさせることがたくらまれているのである。

教師たちが比較的に利潤の配分に多くありつけられるようになればなるほど、教師たちは、國旗や國歌の課たず役割の危険に気づきながら、この現状に埋没して、あえて新しい道をさぐろうとはしなくなつてしまふものだ。とラッセルは指摘し、そして、次のように言うのである。「しかし國歌の演奏のような、おなじみの状況のなかにおいて、新しい感情の息吹を感じ取ることは非常

に困難なことである。そして現状のまま、善には疎く、惡のみたぎるわれわれの現代の世は、滅亡への道をよろめきながら覺めやらざり行くのである。ときによ々は奈落をみつめる。しかしうつつを知らぬ陶酔の境地はたちまちまたかれらの目を閉じてしまう。酔い痴れていらない人たちには、この危險性は明瞭なのだ。そして、國家主義がわれわれの文明を否応なしに、死へ導く主力なのである。」

ラッセルのこの豫言は美事に的中してしまつて、第二次世界戦争は起つてしまつたし、その戦争のさ中に、ユダヤ人六百万人の大量虐殺や、南京事件のような無惨な殺戮が行なわれてしまつたのである。

國家主義、または排外的民族主義に結びつく要素は教育の世界から排除しておかなければならないのである。これが人間の知慧というものなのである。

(すずき しょうぞう・文学部非常勤講師)

特集●天皇制再考

天皇報道とマスコミ

——天皇が死去した日はジャーナリズムも死んだ日——

田 宮 武

「総ジャーナリズム状況」の天皇報道

昨年の暮れだったか、「放送学概論」の受講生にアンケート調査を実施したことがある。大学生が日ごろどんなニュース番組、ドキュメンタリー、生活情報番組などを見ているのか、その番組の感想と評価を具体的に調べてみたいと思いついたからであった。あの久米宏の「ニュースステーション」の人気の高さをあらためて実感するような調査結果であった。この番組への高い評価とも関連するが、学生がテレビのニュース番組に求めている

ことは、事実についての多角的な報道と明確で多様な意見の提示という二つである。この条件が満たされることは、自分たちの現実認識が広がるし、価値判断の材料も得られると。最終的に判断を下すのは自分たちであるけれども、その判断に確信と柔軟さを合わせ持たせるためには、そういうテレビジャーナリズムであってほしいというのが、大学生の多数意見のようだった。

このようなテレビニュース観は取り立てて言うほどもないくらい常識的な話であるし、いたって健全な感覚だとも思う。しかし、この間の天皇の病気——死去にいたる過剰報道は、そんな常識を否定して恥じないほどの不

健全なものだったのではないだろうか。その非常識なことが一九八八年九月十九日の裕仁天皇の吐血から今年一月七日の死去まで続いたわけである。百十日間のジャーナリズムの動きを振りかえってみると、病気になつたのはジャーナリズムそのものであり、死んだのもジャーナリズムそのものだったのではないかと思えてくる。

といつても、私自身は日ごろから皇室関係の記事や番組に注意を払つてきていないし、昨年九月以降の天皇キンペーンについても意識的に関心を示したわけではない。

私の気持ちとしては、むしろ意識的にそういう類いの報道を忌避してきたというのが事実に近い。あの血圧、体温、呼吸数、脈拍、下血量、輸血量ばかりの繰り返しには、もうウンザリしたというのが正直なところだ。だから、天皇死去の当日もそうテレビの前に座つていなかつたし、翌日は全くといってよいほどテレビを見ていない。これから書く内容は、私自身のおおまかな印象と、若干の資料を読んで考えたことがらであつて、丹念に新聞を読んだりテレビを視聴したりした直接体験にもどづくものではない。

いろんな人が今回の天皇報道を批判した。ある人は「横並び報道」という言葉を用いたし、ある人は「総天皇状況」と表現した。「天皇漬け報道」という用語も見かけ

たように思うが、その中から「総ジャーナリズム状況」という言葉を紹介してみよう。この言葉はかなり以前から、ジャーナリズムに対する批判と読者への警告の言葉として用いられてきた記憶がある。確かに、初めて使ったのは、新井直之（元共同通信社記者、現在創価大学教授）だった。最近、新井さんが出版した『メディアの昭和史』（岩波ブックレット）の中で、天皇報道と関連させて述べているので、引用してみよう。



まず、この報道現象の特徴は次の三点である。

① 特定のできごとに、すべての種類のメディアが動員される。

② そのできごとの報道に、紙面・番組ができるだけ割く。

③ しかもその報道の姿勢がすべて同じである。

このように「総ジャーナリズム状況」の三要素を説明したあと、天皇報道がそうだったと指摘する。「たとえば、一九八八年九月一九日深夜、天皇が吐血して容体が急変してからのマス・メディアの報道ぶりは、まさにこの『総ジャーナリズム状況』だった。新聞もテレビ・ラジオも週刊誌も、あらゆるメディアが天皇の容体やそれに関連する情報をとりあげ、大きく伝えた。しかもその視点、姿勢は、どれも同じだった」と。

「総ジャーナリズム状況」のもたらす社会的影響についても、新井さんは次の二点を指摘している。

- ① 読者、視聴者の視野はそのできごとの一点だけに小さく限られてしまい、世の中にはそのできごとしか起きていないかのように思いこまされてしまう。
- ② そのできごとについて違ったものの見かた、多様な考え方が伝えられないで、世の中に画一的な思想、雰囲気が作り出されてしまう。



また大学生の話になるが、「放送学概論」のアンケート調査の回答や試験答案を読んで、「やっぱり」と思ってながらも驚いたのが、「天皇陛下崩御のさいのテレビは……」とか「大行天皇についての報道は……」という表現を見い出したことだつた。天皇報道にふれて文章を書いている何人かの学生に見られたことで、私の印象に残った現象と言つてよいだろう。そんな大学生を見て、あれたり怒つたりしてはいけない。総じて、日本のマスコミがそういう過剰敬語——たつた四人の日本人、たつた一人の日本人にだけ使うような敬語を乱発して大々的

に報道したのだから、その影響を受けたまでのこと。怒りのほこ先はマスコミ自体に向けるのが当然のことだろう。

少し記憶が曖昧だが、NHK関係者からこんな話を聞いた。「天皇が崩御されたと宮内庁が発表したという間接話法で報道したが、NHK自身は崩御と表現したことがない」という話だった。言い訳ともとられるが、それだけ「崩御」という言葉の使い方に抵抗を感じたということだろう。新聞はどうだったのか、正確な数字をつかむことができる。日本新聞協会の調べによると、加盟日刊紙百十四社の中で「崩御」を使わずに「ご逝去」としたのは五紙だったという。いずれもローカル紙で、沖縄タイムス、琉球新報、長崎新聞、新日本海新聞、苦小牧民報のみ。ほかに号外で「崩御」としたのち、本紙で「ご逝去」と変更したのが、デーリー東北と南海日日新聞の二紙だけで、あわせて七紙という少数派であったことが分かる。それほど画一的な天皇報道しかできなかつたといふ証拠であろう。

天皇の死去後の記事や番組の全体的な内容も、天皇の死に哀悼の意を表し、人間天皇の労苦に思いをいたし、平和主義者であつたと賛美し、国民からの敬愛を寄せられたと、その人柄を偲ぶ一面的な報道だったことは、誰

も実感したところだ。門奈直樹（立教大学教授）は主要六紙の社説（一月七日夕刊～十日朝刊までの二十本）の分析を行つて、使用頻度の多かつたキー・ワードを拾い上げている。

「天皇の人柄」をめぐって、六紙の社説はどのようなキー・ワードを何回使つたのか。
 ①「平和主義者、平和を願う人」十九回、
 ②「苦惱にみちた人、人間的苦惱を背負つた人、重荷を背負つた人」八回、
 ③「國際協調主義、國際親善につくした人」七回、
 ④「科学者、学者天皇、一流の学者、学究の紳士」五回、
 ⑤「誠実、真摯」四回、
 ⑥「溫和」三回など。
 「國民にとって昭和天皇とは何だったのか」にふれて、使用頻度の高かったキー・ワードは次のとおり。
 ①「戦後、國民統合の象徴」九回、
 ②「親愛、敬愛」六回、
 ③「終戦のご聖断をした人」六回、
 ④「畏敬、尊敬、崇敬」五回、
 ④「存在が大きい」五回、
 ⑥「戦前、現人神」四回、
 ⑥「皇室と國民のきずなを強めた人」四回など。

天皇報道への反響

何回も大学生の話を引き合いに出すが、テレビの天皇報道を見た学生の反応はどうだったのだろうか。先ほど「崩御」とか「大行天皇」とかの過剰敬語を使つてゐる

と指摘したが、内容全体を読むと、今回の天皇報道にたいする疑問と日ごろ気づかなかつたテレビの正体みたりという感想が目についた。一つは、天皇の病気—死去の事実を報道することに異論があるわけではないが、病状の反復報道といい、二日間にわたる「昭和」の終わりの特別編成といい、なんばなんでも行き過ぎだという批判である。いいかえると、報道のやり方がひどすぎるという話。もう一つは、自分たちにとつて親しいメディアであるテレビは、あんな風に情報操作をしたり世論操縦をしているんだなど実感できたと。だから、テレビの情報にふり回されないように批判的に見ていかなければいけないと、あらためて自覚できる良い機会になつたと。

新聞やテレビの報道は不健全だつたけれども、読む・見るのは案外と健全だつた証拠といえるだろうか。あるいは、あんなに駄目だつたテレビ報道にしても、学生には反面教師の役目を果たしたことだろうか。

テレビ視聴者による「総ジャーナリズム状況」への反応を示す数字が二つ手元にある。一つは各放送局へかけられた電話件数。もう一つはビデオリサーチ社の電話アンケート調査の結果である。

NHK=全国で一万五千七百十一件（一九八九年一月七日）、三千九百十八件（八日午後四時まで）。TBS=

千二百八十四件（七日）、千百三十一件（八日）。フジテレビ=千九百六十件（七日から九日午前二時まで）。日本テレビ=千七百四十九件（七日午前九時から八日午後五時まで）。テレビ朝日=千五百件（七一八日）。テレビ東京=四百十五件（七一八日）。六局合計で二万二千六百件を越える電話件数である。日本テレビへかかつた電話の内容を紹介すると、「もううんざり。番組は通常に戻せ」六百五件（天皇の戦争責任の問題にかかるもの百二十一件を含む）。「天皇報道一色に自省を求める」百二十一件。「いつ通常放送に戻るのか」といった問い合わせ四百三十二件など。「他局に比べてよかつた」という支持派はたつた十五件だつたといわれる。

ビデオリサーチ社の調査によると、両日にわたるテレビの特別編成にたいする視聴者の反応は賛否半ばといつたところ。CM抜きの民放に「好感が持てた」ものが七三%、通常の番組放送を中止したことについて「やむを得ない」が五三・七%。その一方で、特別番組が「長すぎたようだ」というものが五三・七%。したがつて「テレビを見るのを途中でやめてしまった」ものが六一・三%、「録画済みのビデオを見た」ものが三九・七%、「レンタルビデオを借りた」ものが一八・七%といった具合。

リクルート汚職、消費税の強行といった政治状況の中



で起つた天皇報道の一大キヤンペーン。この三つの事件の共通点を探すと、なんといつても民衆の意識というか庶民の日常感覚から途方もなくかけ離れていることだろう。手段を選ばず金儲けしてなにが悪いという政治家に見られる居直りと、日用品を買っても三%の消費税を取り立てる庶民の日常的な怒りとのギャップ。天皇の死去は国家の一大事と言わんばかりに過剰報道に走るマスコミの事大主義と、天皇の戦争責任について一言でもよいかどうかの放送局が触れてくれるかなと期待をかけていたのに、裏切られた視聴者の失望感とのギャップ。政治も政治家も信用できない、マスコミの報道も信頼でききないという不信感が底流として動き出しているように私は思われる。

天皇の戦争責任に目をつむつた報道

この間の天皇報道は「過剰報道の中の情報過疎」と言われるくらい、情報は一元的であり、一面的であつた。言いかえると、本当はゼニのとれないよう欠陥商品が多かったのではないか。その一例が、天気予報ほどの頻度で天皇の病状が報道されるのに、肝心の病名が伏せられたままという欠陥情報ぶり。天皇自身の苦惱や苦労は強調されるのに、天皇を頂点とした軍国主義によつて苦

惱と苦労を強いられた側の声が無視されるという不自然さも目立つた。

数年前、西ドイツの大統領が議会で行った敗戦四十周年の記念演説のなかに、「過去の歴史の事実に目をつむるうとするものは、現在、ふたたび同じ過ちを犯しかねない。だからこそ、過去の歴史を心に刻むことが大切だ」という言葉があった。天皇の戦争責任を問う報道はむしろアジアやヨーロッパなどの新聞の中に見出された。

『海外紙誌に見る天皇報道』(第一集～第二集)を読むと、天皇の戦争責任を追及する声は強い。日本のジャーナリズムが意図的に避けて通った論調が浮かび上がってくる。「天皇」の名によってほしいままにされたといふことも、また厳然たる事実だ。(中略)

日本に祭政一致の風が吹くとき、隣国は不安になる。「天皇」を求心点に凝集された総力が近隣に広がるからだ。しかし、その結果が惨憺たるものでしかなかつたことも、われわれが確認した歴史ではなかつたか。

「皇國化」または「軍國化」の趨勢は隣国の不幸だけではない。日本人自身にとつても不幸なことなのだ。

最後に、長崎市の本島等市長による天皇の戦争責任発言にふれておきたい。本島発言の率直さとこの人の意志の強さに力づけられるものがあった。あの総ジャーナリズム状況の中で、本島市長の「ボソボソと日ごろ思つていることを言つたまで」という発言のインパクトは大きかった。この間のジャーナリズム全体が束になつても、本島市長一人の発言に勝てないと言われるくらいだ。一

一例として、一九八九年一月九日付けの韓国『東亜日報』社説は次のように主張する。



ものであった。

戦後四十三年たって、あの戦争が何であつたかという反省は十分できたというふうに思います。外国のいろいろな記述を見ましても、日本の歴史をずっと、歴史家の記述を見ましても、私が実際に軍隊生活を行い、特に軍隊の教育に關係をいたしておりましたが、そういう面から、天皇の戦争責任はあると私は思います。

最近、「長崎市長への七三〇〇通の手紙」という本を読んでみて、アレッと思つた。というのは、四月九日の「NHKスペシャル」という番組で朗読された手紙の印象と、今回、本で読んだ手紙の印象がどうも違うのだ。NHKの番組では、中立の原則からか賛否半々ぐらいに手紙を紹介していたのではなかつたかなと思えてくる。番組を見て期待はずれだったという確かな記憶がある。本を読んでみると、市長発言を支持、激励するもの六千九百四十二通（うち百九十通を収録）、批判、抗議するもの三百八十一通（うち二二十五通を収録した）のこと。本島市長が当たり前の事実を述べた発言への支持と激励の声が圧倒的に多いのだ。マス・メディアといわれるテレビの臆病さかげんはかなり重病だとあらためて実感した次第である。

今、政治はこれまでと違つた方向に着実に動き始めて

いるような気がする。その底流にあるのが民衆の怒りだと一口で片付けても、そう間違つていらないだろう。マス・メディアも民衆の怒りを伴つた元気さに学んで、一日も早く元気になつてほしいのだ。

なお、参考文献（読んで考えさせられた単行本・雑誌）は次のとおり。

- ① 日本マスコミ市民会議刊『天皇』とマスコミ
（マスコミ市民 永久保存版）一九八九年。

- ② アジア民衆法廷準備会編『海外紙誌による天皇報道』
①② 凱風社、一九八八～九年。

- ③ 径書房編集部編『長崎市長への七三〇〇通の手紙』
——天皇の戦争責任をめぐつて 径書房、一九八九年。
④ 月刊誌『創』一九八九年三月号（特集・天皇報道の徹底検証）。

（たみや たけし・社会学部教員）



特集

外国人労働者

「あなたが親しく感じる外国人は?」との問い合わせに対し、未だ欧米の人々ばかりを思い浮かべる日本人が多数を占める事実を知ると、何とも暗澹たる気持になるのは私だけだろうか。

「外国人労働者問題」が様々な領域・分野で語られている。確かにこの問題は幅広い見地から議論されてしかるべきだが、今春の新歓講演会で田中宏さんが指摘されたことを今一度認識する必要があると考える。

ひとつは、「鎖国」か「開国」か? という視点の論議の問題性である。まず、この種の論議には「何故、彼等が日本に来ざるを得ないのか」という問い合わせが置き去りにされている。第2に極めて「日本の国益」を主眼とした自己中心型の議論に終始する傾向にあるということである。

いわゆる「鎖国」論とは、政府やそして少なからぬ労働運動側を中心とした主張で、簡潔に言えば「日本人失業率の上昇を招くのみである」が論拠となっている。財界は「開国派」が主流であるが、もちろんそれは資本の論理に立脚したものであり、「国益に見合う熟練労働者以外は不許可」であるわけだから、「開国・鎖国」論は表裏一体の主張と言えよう。

翻つて、昨今急増するアジア諸国からの出稼ぎ労働者

(多くは日雇い労働者)に關しては、一方で入管体制のもと「不法就労」の烙印を押され、他方ではそれゆえに日本の産業構造の「沈め石」的存在として苛酷な条件下で搾りとられている。

また「日本にきても搾取されるだけだから来ないほうがよい」という向きがある。これは一部の「良識派」の人々からの主張であるが、この意見は、現実として日本の対アジア（進出）に生活を破壊されたゆえに、多くの隣人たちが皮肉にもその「侵略者」日本へと来ざるを得ない情況の根本的解決に当つては極めて一面的な捉え方といわざるを得ないだろう。

さて、もうひとつ現在この問題をめぐる風潮に投げ掛けたいのは、「戦前・朝鮮・中国人に對して日本が行った強制連行・強制労働」の歴史である。あたかも日本が歴史上初めて外国人労働者問題に遭遇している、とする向きがあるが、実は、近代日本において戦前のアジア侵略、特に朝鮮半島支配での「産米増殖計画」や戦時中の強制連行・労働などに代表される侵略史を教訓化していない証拠である。否、財界や政府などは「在日」と呼ばれる人々は自由意志で來た場合が多いとの政府高官の発言のように、歴史的事実を消し去ろうとすらしている。一方で政府・財界は、戦後の西欧諸国の「外国人労働者

移民」史に着目しようとしているが、結論的には自らとつてはいる政策的対応を追認・正当化する以外の何物でもないのが実情である。そうではなく、まず自國の歴史をしつかり総括・教訓化していく作業が現在必要とされているのではなかろうか。

さて、年内にも入管法改悪が日論まれ、国会にも改悪案が上程されている。もつとも、この改悪案はより巧妙に「合法的」に外国人労働者（ことに単純労働）から搾り取ることを狙つたものであり、劣悪な労働条件下で働く彼等の存在を一層隠蔽しようとするものである。しかも、雇用者罰則制度や就労資格証明書発行は外国人労働者の基本的権利の擁護というより、逆に彼等をより管理の網の目に取り込み、日本社会の差別・排外主義的風潮を更に煽り、労働条件の悪化や就職差別をはじめとする民族差別を助長するものである。

今回の特集は、結果的には執筆していただけたのは一人だけになつたが、その唯一の執筆者である李英和氏の問題提起を契機として、一層この問題の論議が活発化することを期待している。

□先のスローガンではない私達の「国際化」・「共生」の視点の中身が厳しく問われているのだから。

特集●外国人労働者

在日朝鮮人と「出入国管理」体制
——外国人労働者問題の原点

李英和

一、「外国人労働者問題」と在日朝鮮人

今、「外国人労働者問題」をめぐって議論が沸騰している。「ヒトの国際化」あるいは「幕末・戦後に継ぐ『第三の開国』」といった見出しが連日マスコミを賑わしている。そのなかで積極的導入論、「条件付やむなし」論、消極論が展開され、おおよそその議論は出尽くした観がある。

外国人労働者の導入が「受入国」（日本）と「送出国」（主としてアジアの途上国）にとつていかなる経済社会的影響を与えるかという問題の立て方がある。これは、

実際上では文字どおり「国」にとって、すなわち独占資本とアジア諸国の為政者にとって有利かどうかということになりがちである。これには、労働者階級（および差別少數者集団）にとって、とくに長期的目標である解放闘争にとつてどうかという問題の立て方が対極をなす。もちろん何れとも、さまざまな要因が複雑に絡まり合つており、判断を下すのは容易ではない。経済成長の速度や人口動態の変化などの要因、あるいは短期の出稼ぎ型か定住型か、業種や数量を制限する選択的導入か全面的導入かといった制度・政策的要因が複雑に絡み合っているからである。

体制側・反体制側入り乱れての三様の議論の交通整理

である。

がここでの目的ではない。
しかし、ひとつだけ気にかかることがある。それぞれの論調に共通して言えることだが、在日朝鮮人問題がスッポリと欠落していること、言及されることがあつても「刺身のツマ」程度にすぎないことである。

前者の例としては、次のような驚くべき主張がある。

「わが国では、その資本主義の形成過程において、アメリカのように黒人奴隸やヨーロッパからの移民による国外からの大量の労働力移入を経験したこととなれば、今日の西ヨーロッパ諸国のように地中海南部等の低開発地域からの大量の出稼ぎ労働力を現在のところ抱えていない」（『人種問題のなかの経済』W·A·ルイス著、産業能率大学出版、一九八八の「訳者まえがき」）。

たしかに、日本には黒人奴隸や地中海南部からの移入労働者は存在しなかつた。しかし、第二次大戦末期で約二百数十万人、そして現在でも七〇万人の在日朝鮮人がいる。この在日朝鮮人は突然天から降ってきたのだろうか、それとも地から湧き出たのだろうか。

欧米諸国を外国人（出稼ぎ）労働者の「受入れ先進国」とし、日本を「後進国」とする議論もある。これも、在日本朝鮮人問題の無視ないし軽視という点では五十歩百歩

もちろん、その責を論者のみに帰することは酷かもしれない。むしろ、日本の支配者が負うべきものであろう。「教科書問題」に見られるような朝鮮—アジア侵略の歴史を抹殺しようとするとするうごきもその一因であろう。また、戦前・前後を貫く在日朝鮮人に対する徹底した「皇國臣民化」—「同化」政策の結果、在日朝鮮人の存在自体が見えにくくなっていることにも起因しているのだろう。

いすれにせよ、「外国人労働者問題」に関して日本は、歴史的に見ても現実的に言つても、「未経験」あるいは「後進国」どころの話ではない。このことだけは確認しておく必要がある。

それと言うのも、アジア人出稼ぎ労働者問題に真剣に取り組み、「人権」「反差別」「労働者の権利」を主張する人々の間にも、同種の無知・無関心が見受けられるからである。独占資本やそのスポーツマンならいざ知らずである。

もつとも、後者の人々は知らないわけではない。知らないふりをしているにすぎない。いまや、「外国人労働者問題」は、「単純労働者」も含めて「受け入れるべきかどうか」という段階から、「いかに受け入れるべきか」に日本政府—独占資本の重心が移りつつあると言われ

る。その方向で法務省や労働省が、歐米諸国の経験を盛んに研究している。その「研究対象」あるいは「教訓」のひとつとして、在日朝鮮人問題も当然含まれることになる。現在、西独やフランスで生じている「外国人労働者問題」——独占資本にとっての「コスト」と「リスク」——の基本的部分は、背景をなす条件が多少ちがいこそそれ、在日朝鮮人問題と共通のものだからである。

逆に言えば在日朝鮮人問題は、反体制あるいは反差別の側にとつて、「外国人労働者問題」が自分達にどのような影響を及ぼすかを、ある程度まで事前に知る有力な手がかりになるということである。どのような対応策を採るべきか、長期的な目標——労働者・被差別大衆の解放闘争——のために主体的条件をどう整えるべきか。そのための教材はなにも、遠く西欧諸国のみに求めねばならないわけではない。格好の、それも生きた教材が身近にある。在日朝鮮人問題がそれである。

そして、その教材はまさに「生きて」いる。厳しい差別と抑圧のなかで「生かされて」いる。この教材の正しい認識なくして、「外国人労働者問題」の正しい認識も望めない。在日朝鮮人問題の改善・解決なくして、「外国人労働者問題」への正しい取り組みもありえない。そういう言つても過言ではない。

二、朝鮮人労働者の日本渡航と対朝鮮人政策

『海外労働白書』（八八年版）は、国際的な労働力移動を引き起こす要因のうち、重要なものとして次の三点をあげている。
①各国間に人口動態の面で著しい格差が存在し、労働力の需給不均衡が存在すること。
②各国間に経済発展、特に所得水準の著しい格差が存在すること。
③国際間の労働力移動を促進する制度的しくみが存在すること、である。

以下、この三点に沿って朝鮮人労働者の渡航史を簡単にみておこう。

言うまでもなく「各國間」あるいは「國際間」は、一九一〇年の「日韓併合」のため「帝國主義国——植民地間」ということになる。これ以前には、朝鮮人労働者の移住は原則的に禁止されており、日本人では代替できない「高級技術者・専門家」だけを歐米諸国から導入・合法化していた。現下の日本政府による「外国人労働者」政策と同じである。

朝鮮人の日本流入は「日韓併合」後、とりわけ第一次大戦の特需景気に沸く一九一七年を境に本格化する。一七年には二万人弱だったのが、二〇〇年には四万人、三〇〇年には四二万人、さらには「強制連行」によつて四〇年



には一二四万もの朝鮮人が日本に居住するようになつた。

まず要因①——「労働者の不均衡」。日本は「日韓併合」後間もなく「土地調査事業」の下、朝鮮人農民から農地を收奪した。離農を余儀無くされた農民は都市に流

れ込む。しかし、都市にはかれらを雇い入れるべき工業部門はなかつた。朝鮮を日本商品の販売市場として確保するため、日本政府が都市の商工業を破壊したのである。日本商品の流入と、これら部門での朝鮮人の創業を認めない「会社令」などの植民地政策のためである。寄生地主制の下での高額小作料と商工業の破壊のため、大衆的貧困と過剰人口圧力が強まつた。離農者は職を得るために国外に流出せざるをえなくなつた。

一方、日本資本主義は、第一次大戦特需でにわかに活況を呈し、労働力需要が逼迫した。資本家は、低賃金労働力として朝鮮人離農者に目をつけた。その後、世界恐慌を経て中国侵略——太平洋戦争へと推展するなかで、戦争遂行に伴う労働力不足が深刻化した。特に、炭鉱、鉱山、土建などの重要な産業部門で深刻な労働力不足が生じ国家総動員法が公布されたのである。

つぎに要因②——「所得の著しい格差」。

私の祖父母も戦前に日本に渡航してきた。祖父母は、九州の港に下り立つて感激の涙に咽んだという。港の大衆食堂で「白い米」を、それも安価に食うことができたからである。祖母は白米だけを注文し、丼鉢に何杯もおかわりしたそうである。祖母はそのとき「日本は天国だと思った」と私に話していた。

朝鮮では二〇年以降、米の消費量は減少した。他方、日本では増加している。そのカラクリは、「農家経済の向上を図る」などと称して実施された朝鮮での輸出用米の「強制栽培制度」＝「産米増殖計画」にある。日本人労働者の低賃金を維持するための米の増産－輸出計画である。その結果、朝鮮農民は、自家消費分の米・豆類・雑穀の生産を犠牲にされた。農繁期でも粟すら満足に食べられず、端ざかい期に草木をかじる飢餓農民があふれた。たしかに「所得格差」であるが、「著しい」という表現よりも「殺人的」と言つたほうがよい格差であった。

最後に③——「労働力移動を促進する制度的しくみ」。

日本の資本家は、「日韓併合」の翌年には、安価な朝鮮人労働力に目をつけ、いちはやく募集を開始する。初期には見知らぬ地で工員になろうという朝鮮人の応募者はさすがに少なく、嘘八百を並べて朝鮮人を連れ出す悪質ブローカーが横行した。その後、日本政府は、余りの不正事件の続発にたまりかね、悪質ブローカーを排して朝鮮人労働者導入の「ルール」づくりをおこなう。政府の管理・監視の下での「秩序ある導入」、つまり日本資本主義の必要に応じてその範囲内で労働力を導入するためである。事実、一七年には渡航朝鮮人に對して鉄道運賃の割引制まで導入して、労働力の調達に便宜を図つて

いる。

第一次大戦後の不況もあってしばらく渡航制限が実施されるが、その直接的動機は朝鮮人の独立運動・社会主義運動の激化に恐れをなした「選別政策」——「治安管



理政策」にある。それでも朝鮮人渡航者の流入は止まなかつた。極度の貧困や不安から逃れるために制限をかいくぐつて「自由渡航」した者や労働ブローカーの「募集」に応じた者。景気の回復とともに朝鮮人は増加した。この「選別—制限」政策も日本の戦争努力のかで一大転換を遂げる。流入促進から、やがて強制連行（＝政府公認の「人狩り」「奴隸狩り」）に至るのである。

では、このような朝鮮人労働者の流入が及ぼした経済社会的影響——日本人労働者と被差別集団としての在日朝鮮人の解放闘争へのそれ——はどのようなものだつたろうか。

私の祖母が抱いた第一印象——「日本は天国だ」は幻想にすぎなかつた。ほとんどの朝鮮人労働者は、いまで言う「三キ労働」に就くほしかなかつた。「キツイ」「キタナイ」「キケン」な労働である。しかも民族差別賃金が蔓延し、同一労働でも日本人労働者より二割、酷い場合には五割も低い業種もあつた。ただし、それが支払われた場合である。賃金未払いなど日常茶飯事であつた。事実、二九年に起きた在日朝鮮人の労働争議件数の四割が、賃金支払いを要求するものであつた。

さらには、経済不況時には真先に解雇の対象とされ、

雇用されるのはいちばんあとというありさまでした。そのため、失業率は日本人労働者より高かつた。差別賃金・高失業率による貧困に加えて、入居差別が在日朝鮮人の生活をいつそう悲惨なものにした。当時の役人でさえ、「バラック、掘立小屋、アンペラ小屋、雑舍などにおける朝鮮人労働者の群居生活は、その環境の醜悪と相まって人間生活の最低標準を思わしむるに十分である」（岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房、一九七一、一一〇頁）と記したほどである。在日朝鮮人はまさに、ただ差別され搾取されるためだけに呼吸し、食事し、労働する最低の生活を強いられた。

ともあれ、こうして在日朝鮮人は日本社会の最低辺にうごめき、うめくことを余儀無くされた。日本人労働者を上に、被差別部落民を下に、そしてそのまた下に在日朝鮮人を位置づける階級構成が形成されたのである。

このような労働者階級内部における格差構造の形成・強化は、一般に階級闘争に不利に作用する。一方で本國労働者の体制内化を促し、他方で労働者間の現実上および想像上の競合関係の発生が分裂支配・差別支配を容易にするからである。

戦前の労働運動には、その悪影響が激しい形をとつて現れた。

次のような労働運動の指導者の一文は、当時の慘憺たる状況をよく示している。

「日々新聞紙上において伝えられる日鮮労働者間の紛争も：安価な賃金による鮮人労働者の流入により起るものであつて、民族的反感はこれを激成し、遂にいたるところにこれらの紛争は流血の惨を見つつある。／朝鮮人労働者に対する雇傭主の取扱はことに残酷である。：事業が苦しくて歩増を払えぬが、とくに日本人労働者にだけは払うから辛抱してくれ」という傭主の奸策に内地人労働者はうまくひかかり、却つてこれに対しても闘争せんとする朝鮮人労働者を裏切り、みずから弾圧の先

頭に立つて血を流すの恥すべき事件が諸所に起りつつある」（『社会運動通信』一九二九年一月二十五日）。

当然、極度の貧困ゆえに在日朝鮮人がスト破りに利用される場合もあつた。そのような中で、「内地労働者の鮮人に對する民族的反感はますます高められ、内地労働者がその客観的条件のゆえに必然に彫印せられた帝国主義民族意識は、常に鮮人一般に対し非人間的態度をとらしめつつある」（同上）といふ社会的雰囲気が醸しだされた。

文中の「鮮人」や「鮮コロ」といった朝鮮人に対する蔑称が民衆の間で「普通に」使われだすのも、世界恐慌

の波が日本を襲い失業問題が深刻化しはじめた頃である。

朝鮮人労働者の流入や失業者の氾濫の眞の原因や本質的問題は見失われ、朝鮮人労働者が憎悪の対象、社会不安の生贊の羊とされたのである。注意を要するのは、このことが無自覺な民衆レベルの問題にとどまらなかつたことである。「社会主義者」を自称する人々も、すくなからず同種の反応を引き起こした。まさに在日朝鮮人にとつても日本人労働者にとつても、「悲劇」であった。

それでは、朝鮮人の流入は、在日朝鮮人にとつても日本人労働者にとつても「災い」をもたらしただけなのだろうか。

決してそうではない。上述の点が「外国人労働者問題の二面性」のうちの暗い面であるとすれば、明るい面も確實に存在した。

全世界の被抑圧民族を奮い立たせたロシア革命が起つたのは、「日韓併合」の七年後のことである。植民地支配の軛からの解放を願う朝鮮人は、当然のことながらロシア革命に敏感に反応した。それどころか、日本流入と同じ理由でシベリアに「移住」した朝鮮人は、直接ボルシェビキに参加もした。その結果、もともと反帝国主義的色彩を帯びざるをえなかつた朝鮮民族主義は、ますます社会主義的傾向を強めることになつた。



その影響は確実に在日朝鮮人に波及した。二五年には在日朝鮮労働総同盟が結成され、二七年には朝鮮共産党日本総局（非合法）が設置された。「労総」は在日朝鮮人労働者の一割程度の組織率（大阪府では三割）であったが、当時の水準としては抜群の数字であった。「労総」はこうして、労働争議の指導だけでなく、失業反対闘争や治安維持法反対闘争などの「政治闘争」を日本人労働

組合と共に展開した。さらには、「大部分を占める日本人労働者がその闘争に参加しなければ、資本家はなんらの苦痛を感じない」ことを強く意識し、併せて当時壊滅状態にあった日本共産党再建のため「労総」を解消して日本労働組合全国協議会「全協」に加盟した。三三年には「全協」の過半数を在日朝鮮人労働者が占めるに至るほどであった。

この解消——合流については評価の分かれるところである。しかし、在日朝鮮人労働者が戦闘的労働運動のみならず日本の革命的社会主義運動においても決定的一翼を担うようになつたことだけは間違いない。もつとも、「民族的偏見に対する闘争は從来ほとんどなされていなかつた。左翼組合員の間でさえ未だ偏見が強く残つてゐる」（岩村前掲書、一九六頁）という全協中央部の自己批判がなされねばならない状態ではあつたけれども。

いずれにせよ、戦争とファシズムの時代における一筋の光明であった。そして外国人労働者導入が、一定の主体的条件が整えば、本国労働者と移住労働者の双方にとってプラスとなりうることを示して余りある歴史的事実である。その主体的条件とは何か。戦闘的な労働運動の存在と、差別——排外主義を許さない階級的な反差別運動の存在である。

三、戦後「出入国管理体制」と在日朝鮮人

一昨年に放映されたNHKのドキュメンタリー『帰郷・ヨーロッパの移住労働者たち』で、ひとりの失業中のトルコ人労働者が吐きすてるようになつた。

「おれたちはむりやり押し掛けて来たんじゃない。来てくれば頼まれて来たんだ。それをいまになつて出て行けと言う。西ドイツがこれまでやつてこれたのは、おれたちのおかげじゃないか。ほんとうに身勝手だ。これから先、どうなるか見てやりたいよ！」

彼は二〇年間の滞在ののち、西独政府による半ば強制的な「帰国奨励政策」に応じて帰国した。失業者として「輸出」されたのである。

この身勝手さでは、戦後の日本政府も負けてはいない。在日朝鮮人ならこう言うところである。「むりやり祖国を強奪し、働きに来てくれと頼み、あげくのはてに強制連行までしておいて、差別がいやなら帰れと言う。ほんとうに身勝手だ」。

四五年の日本敗戦は、朝鮮の独立だけでなく、在日朝鮮人にとって差別・抑圧からの解放をも意味するはずであつた。しかし、事態は逆の方向へ曲がつた。

日本政府とGHQは日本の食料難と、膨大な数の引き

揚げ者や復員軍人への対応に苦慮していた。そこで、在日朝鮮人の帰郷の情熱を逆手に取つて、在日朝鮮人の「帰還輸送」に着手した。その結果、二百数十万人のうち約一三〇万人が朝鮮に帰国し、残りの大半も帰国を希望していた。

ところが、冷戦構造のなかで帰るべき祖国朝鮮は南北に分断され、南部でアメリカ軍が軍政を施いた。軍政は、分断に反対する民衆の圧倒的支持を集めていた民族主義者・左翼勢力に対する弾圧を開始し、政治的にも経済的にも南朝鮮は大混乱をきたした。その後も内戦Ⅱ朝鮮戦争への米軍の介入による大量殺戮・大規模破壊は、この混亂に拍車をかけることになった。

こうして五〇万人以上の朝鮮人が日本に残留することを余儀無くされた。朝鮮人がひとり残らず帰還することを望んでいた日本政府—GHQの思惑はははずれてしまつたのである。

この誤算は、日本政府—GHQに在日朝鮮人の待遇という厄介な問題を残すことになった。解放国民としての自由と権利を主張し、合衆国の対朝鮮政策に反対する左翼的傾向と組織力の強い在日朝鮮人の存在は、日本復興方針との関係においても厄介で危険なものと映つた。事実、在日朝鮮人と日本人左翼勢力は戦前の経験を基礎

に合流して、合衆国の対朝鮮・対日政策に激しく抵抗したのである。

そこで考案されたのが、「外国人登録令」(四七年)と「出入国管理令」(四九年)というふたつの外国人管理の法制度であった。現在の「外国人登録法」と「出入国管理制度および難民認定法」の前身をなすものである。

最近公表された当時のG H Q の文書によれば、その狙いを、在日朝鮮人運動および日本人共産主義運動を根絶やしにすることだと明言している。さらに重要なのは、そのような法制度の存在が確実に在日朝鮮人差別を惹起し強めるであろうことを予想していることである。

そしてこのG H Q の「予想」は、当然のことながら、もののみごとに的中する。

それでもなくとも、戦後の在日朝鮮人の生活は苦しかった。膨大な外地からの引き揚げ者・復員軍人の帰還は、産業の崩壊と相まって、在日朝鮮人から就業機会を奪つた。戦前に主力となした鉱・工業や土木建築業の従事者数は激減し、零細商業・サービス業に生きる方途を見出しきなかつた。差別賃金があつたとはいえ、これまで従事してきた基幹産業から突然、そしてほぼ完全に排除されてしまったのである。その結果、失業率は増大し、生活困窮世帯の比率が増加した。

さらに、G H Q と日本政府の意を受けたマスコミは、「闇市の手入れ」等にかこつけて悪意に満ちた在日朝鮮人報道を洪水のようにタレ流した。酷いのに至つては、在日朝鮮人の被生活保護率の高さを「問題」にし、「血税の無駄づかい」などの差別的キャンペーンを張つた。これを受けて行政は、「朝鮮政伐」と称して生活保護打





ち切りに走ったのである。

注意しなければならないのは、このような在日朝鮮人敵視——差別政策を法制度的に支えたものこそ「外登法」「入管法」だということである。つい最近まで、被生活保護者や障害者・ライ病患者は「入管法」の規定により「退去強制」の対象者とされていたのである。要するに資本にとって役に立たない者、社会の「負担」となる者は「国外追放」すると言うのである。同規定は、八二年の「難民条約」批准に伴う法改正によつてはじめて削除された。そもそも「難民」は、「独立の生計を営むにたりる十分な資産」等を有しないからである。日本政府の在日朝鮮人政策の苛酷さ、非人間性、御都合主義を如実に示している。このことひとつとっても、「永住権」が如何に名ばかりのものかがわかる。

さらに決定的に重要なのは、「外登法」「入管法」の二つの法制からなる「出入酷管理体制」の政治的運用である。

「入管法」は外国人の受け入れと排除を主たる構造としているが、移民労働の禁止と並ぶ運用上の最大のポイントは政治活動の制限・禁止にある。つい最近でも「入管局」は、消費税反対のデモに参加しようとした在日外国人に対し、「デモ」＝「政治活動」＝「資格外活動」

という理屈で参加を断念させている。また、中国の民主化運動を支援しようとする留学生に対しても同じ理屈で「自粛」を強要しようとしている。さらには、この「政治活動の禁止」は海外での活動・言動にまで——その恐れがある場合も含めて——適用される。それを理由に「再入国許可」を出さないことなど、こと 在日朝鮮人に関しては珍しくもない。

他方、「外登法」は在留外国人の管理を主眼とするものであるが、その運用上の重大な問題点は政治活動の制限・禁止を補完する役割を担っている実態である。「外国人登録証」の常時携帯義務違反や、転居を二週間以内に届け出なかつたという日常生活の些細な事柄を捉えては、「一年以下の懲役若しくは禁固又は二十万円以下の罰金」という重罰規定を楯に逮捕・取り調べをおこなう。

そうして、違反とは無関係な民族的活動あるいは思想傾向の調査をおこなうといった手口が常態化している。起訴できるかどうかなどは公安当局にとつてはどうでもよい、逮捕・取り調べができればそれでよいという態度である。

このように、在日朝鮮人は、厳しい差別に加えて政治的無権利状態のなかで、社会的隔離・社会的窒息を強制されているのである。

もちろん、日本政府や韓国政府、あるいは合衆国の極東政策を支持するような類の「政治活動」は運用上で禁止されない。問題とされるのは、日本政府の政策や日本政府と親しい諸外国の反動政権にたいする批判であることは言うまでもない。

現実には「政治活動の禁止」——「強制退去」の全面的発動という最悪の事態はかろうじて免れてはいる。現実の力関係のなかで、濫用・悪用を許さない在日朝鮮人の組織的反撃があるからである。

いずれにしても、法務大臣や入管当局の恣意的解釈と運用に委ねられ、なおかつ国外追放に直結しかねない「政治活動の禁止」を含む「入管法」二十四条規定」は悪法・悪政の最たるものだと見える。この点からも、「永住権」なるもののデータラメさがわかる。

そもそも、在日朝鮮人差別は極めて政治的色彩の濃いものである。言い換えれば、在日朝鮮人差別の解消は、従来の日本政府の在日朝鮮人政策の基調をなす政治的色彩を塗りかえることなしには困難である。そのための必要不可欠の手段である政治的諸権利を根こそぎ奪い、最低限の「表現の自由」すら保障していないのが現実である。差別に抵抗する手段すら法制度的に奪う、これにまさる差別があるだろうか。

政治的権利あるいは政治的表現の自由は「生きる権利」と不可分である。そしてこのことは、ひとり在日朝鮮人のみに関わる問題ではない。その他の在日外国人や、いま焦点となつてゐる外国人出稼ぎ労働者にとつても極めて重要な問題なのである。ヨーロッパの移住労働者たちは、次のようなうめき声をあげている。

「私はストライキをすることができません。ただちに滞在許可が外国人警察の文書により無効になります。ストライキは政治的に禁止です！ デモもだめ、ストもだめ、そして政治討論をするには注意せよ！ これが大きな問題です。私はそれがあきらめにすぎないことはわかっています。でもどうすればよいのでしょうか」（森廣正『現代資本主義と外国人労働者』大月書店、一九八六、一七九頁）。

四、「入管法」改悪と在日朝鮮人差別

東京に住んでいる在日朝鮮人の友人が転居を思い立つた。不動産屋めぐりをしたが、とうとう諦めてしまった。

どこに行つても「日本人に限る」「外国人お断り」の貼り紙があるからだ。ある留学生は、保証人に三名の大学教授をたてて、ようやく入居できたという。また、東京の留学生会館の周辺では、警察官による「外国人登録証」

の所持検査が強まつてゐるという。

差別・排外主義の波は、在留資格や歴史的経緯など無関係に在日朝鮮人を呑み込みはじめている。多大な犠牲を払つて指紋押捺拒否のたたかいが切り拓いてきた「人権」の地平が確実に浸食され、逆流をはじめてている。

このような逆流現象は、今国会に上程中の「入管法改正案」と大きな関連がある。「不法就労の取り締まり」と「高級技術者・専門家」導入とを唄い文句にした「法整備」である。一見、何でもない至極当然な「法整備」にみえるが、在日朝鮮人にとって危険な要素を孕んでいる。

「単純労働者」導入を見送つた点がしばしば問題にされるが、将来の何らかの形での導入にも対応しうる罰則強化・管理強化だけを先取りしていることに「改正案」の核心がある。すなわち、「不法就労の防止」を口実にした「『資格外活動』の取り締まり」の強化を軸として、罰則強化と退去強制の発動体制の強化を狙つたものである。

とくに「資格外活動の禁止」なるものは、単に職業選択機会の制限のみに関わる問題ではない。当然、在日外国人の「政治活動の禁止」にも関連するものである。実際に、過去数度の「改正案」は、在日朝鮮人の「政治活動



の禁止」を最大の眼目とするものであった。この「改正案」は在日朝鮮人の強い反対運動で葬り去られた。そこで今回は、出稼ぎ労働者問題をダシに運用上で実を取るうという狙いであろう。

そもそも、外国人労働者を「経済的・社会的緩衝物」として利用するという資本の意図の円滑な推進は、「定住化」の阻止」「ローテーション政策」と並んで、政治活動の厳しい制限ないしは禁止を実効あるものとできるかどうかにかかっている。「定住化」の阻止は、現行「入管法」が移民禁止を固守している限り「問題」はない。

そこで最大の焦点は、「政治活動の禁止」の実効的確保を含む「資格外活動」の取り締まりと、「違反者」の国外追放措置の強化ということになる。その判断や運用が法務大臣による恣意的なものとなることに問題があることは、既に指摘した通りである。また、在日朝鮮人への適用に関しても、現実の力関係への依存という不安定な状況にあることもいくら強調しても過ぎることはない。さらに危険なのは、「雇用者罰則」制度と「就労資格証明書」制度があらたに盛り込まれたことである。

前者は文字通り、「不法就労者」を雇用した雇用主を罰しようというものである。これに関しては実効性に疑問が持たれ、かえって「不法就労者」を地下に追いやりだけとの批判がある。それに加えて、主として韓国からの出稼ぎ労働者を雇用している在日朝鮮人零細商工業者は、官憲による強い圧迫にさらされることになる。それでも警察による許可を要する業種では、陰に陽に圧力がある。認可権や風営法に加えての罰則制度は、官憲による恣意的・差別的運用と不正・汚職の温床となる危険がある。法務省や労働省は、今回の「改正」によつて「定住外国人に差別を招来することのないよう配慮する」などと言つてはいる。しかしいくらお題目で「配慮」を唱えても、在日朝鮮人の雇用差別を悪化させる可能性性

が濃厚である。外国人出稼ぎ労働者を雇用する予定のない企業は「危険回避」に傾くからである。逆に言えば法務省や労働省が「配慮」を唱え「業界指導」をおこなわねばならないのは、悪影響が確実で深刻だということであろう。

また「就労資格証明書」制度は、法的拘束力はないも

「外国語教師」など新規で 在留資格全面見直し

外國人

法務省



の、実質的には交付を受けない者は雇用から締め出されことになる。在日朝鮮人にも「あらゆる職種に就ける」旨の証明書を有料で交付する予定である。仮に出しがれや更新拒否などによって同証明書の交付を受ける者は職を得れず、その意味で半強制的な国外追放の機能を果たすことになる。そのような機能を有する同証明書の交付が、暗黙のうちに「政治活動」を選別基準とされる恐れをなしとしない。

そもそも、罰則強化や全般的な取り締まり強化は、観念上でも実際的待遇においても、差別・排外主義を助長することになるであろう。その凶徴はすでに現れている。

五、むすびにかえて

現在の「外国人労働者問題」と在日朝鮮人問題を単純に同列視するつもりはない。たしかに、今日「南北問題」として激発している世界資本主義経済の構造的矛盾と、在日朝鮮人の形成の背景をなす諸条件とはその性格を異なる。しかし、問題に対処しなければならない労働者・被差別少數者集団に要請される主体的諸条件の確立といふ点では、本質的に変わっていないと考えて良いだろう。

在日朝鮮人にはしたところで、上述の「入管法改正案」の問題はさておいても、出稼ぎ労働者の流入は好ましい



影響を及ぼすとは限らない。経済成長の速度といった要因を別にすれば、労働条件が劣悪・低位な業種——土木建築業、零細製造業、零細な小売・飲食・遊戲業——に多量に従事するがゆえに競合関係に立つ可能性をないとしている。分断された労働市場を前提とすれば、上位階層への移動どころか、共に下位部分に組み込まれ、そこでうごめくことになる恐れもある。また、在日朝鮮人の多住地域への流入は、住居の需給状態を変動させ、家賃の吊り上げ・高騰をもたらして在日朝鮮人低所得者層と出稼ぎ労働者の双方が収奪されるおそれもある。

重要なのは、「だから」と言つて導入に反対するのではなく、このようなマイナス面を補つて余りあるプラス面を創り出して行く主体的条件を確立することである。戦前・戦後の在日朝鮮人と日本人労働者・被差別大衆との共同のたたかいの経験は、その方途を教える教材となる。そして、在日朝鮮人が現在抱えている問題の解決、社会的隔離・窒息の法制度的支柱となつてゐる「入管体制」の打破、「政治的自由と権利」の保障はその担保となるであろう。これなくして「人権」も「労働者」としての「権利」も空文句にすぎないのである。

「資料」——「出入国管理及び難民認定法」

第二四条（退去強制）

四 本邦に在留する外国人で次に掲げる一に該当するもの

イ 旅券又は在留資格証明書に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行なうべき活動を専ら行つてると明らかに認められる者

ロ 旅券又は在留資格証明書に記載された在留期間を経過して本邦に在留する者

ハ ニ及びホ 削除

ヘ 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

ト 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）に規定する

少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられた者

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法又は刑法（明治四十一年法律第四十五号）第十四条の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ へからチまでに規定する者のほか、昭和二十六年十

一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く又 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接関係がある業務に従事する者

ル 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そもそもかし、又は助けた者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ワ 次に掲げる政党はその他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

(1) 公務員であるという理由により、公務員に暴力を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党

その他の団体

(2) 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

(3) 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持

又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

オ又はワに規定する政党その他の文書図画を作成し、そのため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、

—寄稿—

内藤湖南の朝鮮統治論（一一）

——併合に際して——

西重信

一九一〇年（明治四三年）の日韓併合直後、内藤湖南は「朝鮮の将来」と題した論説を『大阪朝日新聞』に連載している⁽¹⁾。この論説は湖南の日韓併合に対する態度をよく表わしているが、それにもまして帝国主義と植民地

の民族主義に関しての彼の見解が端的に表わされている。ここでは湖南の論じるところに沿つていくつかの点に注目してみたい。

一、日韓併合について

論説の内容は、大別すれば二つに分けられる。前半は主として併合に伴つて生じるさし迫った問題についての意見である。韓国皇帝の処遇、韓国華族の創出、「日本党」と呼ばれた人達のとり扱いなどについてである。後半はこの論説の核心をなす朝鮮の植民地統治論である。そこでは西欧諸国の植民地政策の分析から始まり、それとの

比較検討という形で朝鮮統治策が述べられている。ここでは湖南の論じるところに沿つていくつかの点に注目してみたい。

湖南は冒頭において日韓併合を次のようにとらえている。

事実に於ては日露戦争以後既に合併同様になつて居つたのであるけれども、形式から云へば日本の有史以前から二千余年継続した問題が兎に角一大段階を附けることである⁽²⁾。



日露戦争後の日本による被保護国化が事実上の併合であつたこと、そして形式上からは日本にとつての二千余年来の問題が解決されたとしている。湖南にとつては、この年の併合は当然のことのよう受けとられており、いわば一種のセレモニーであった。彼の「日鮮同祖論」からすれば必然的な結果だつたのかも知れない⁽³⁾。とはいっても、日本にとつても朝鮮にとつても大事件であることは認めていた。そのうえでこのような大事件がきわめて簡単、平穏に行われたことは、日本、朝鮮国民、世界平和のいずれにとつてもよろこばしいことであると祝福している。そしてその功績を「現統監」すなわち初代朝鮮総督となつた寺内正毅に帰している。

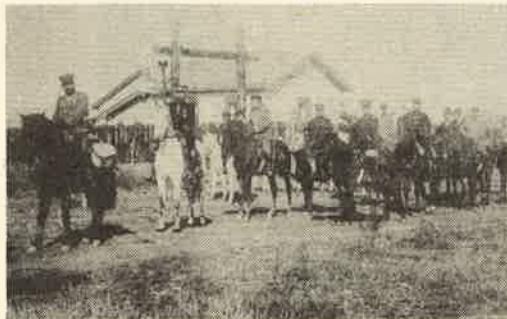
二、韓国皇帝の処遇と華族創出

併合後の韓国皇帝の処遇を論ずるに当つて、英國皇帝と植民地との関係をとり上げている。むろん日本の天皇と朝鮮との関係を念頭においたものである。湖南は次のようにいう。

英國の皇帝がグレート・ブリテンの王であつて、兼ねて愛蘭の王であり、又印度の皇帝であるといふやうな姿とは違つて、もう全く日本が台湾を領土にした如く、朝鮮をも領土にする訳である。併し韓国皇室の尊

厳と安全とを保障して、さうして皇帝の待遇は名儀上依然として残すといふことである。⁽⁴⁾

日本と朝鮮との関係は、英國とアイルランドやインドとの関係とは異なる姿であるという。このことは、当時さかんに論議されていた「合邦」か「合併」かの問題にはつきりと決着をつけるものもある。統いて韓国皇帝の今後の立場は、フランス植民地下のベトナム皇帝とも多少異なるという。なぜなら大安南国皇帝の下には形式



的ではあってもベトナム人で組織された政府というものが、あつたからである。では湖南はどうのような形で韓國皇帝を残そうとしたのであろうか。湖南は次のようにいつている。

名儀上其の尊称を潰し、日本の皇室の客分のやうな取扱をすること、例へば昔の徳川家が喜連川公方といふ足利氏を待遇した如く（それよりは或は良い待遇であらうけれども）取扱ふといふことは、是れは極めて穩便な計らひであつて、勿論我々も賛成の意を表する所である。⁽⁵⁾

日本皇室の「客分」として実権のない尊称だけを残そ
うといふものである。一つの統治策であることは明らか
である。すなわち今後皇帝はその尊称さえも失うこと
恐れて、日本にとって不都合な挙動をすることはあるま
いという考え方である。いいかえれば、朝鮮を統治するう
えでは皇帝さえおさえておけばよいというのである。

華族の創出に対する湖南の意見もこの考え方からで
いる。当時日本では、併合における功労者や兩班のある
者などに華族の地位を与えてはどうかという案があつた。
しかし、湖南はこの案には必要性が薄いとして消極的で
ある。その根拠は、李朝の名族とはいっても併合以前の
四〇年来に種々の返遷があつたこと、また日本の公卿華

族のような官位上の権利があつたわけではないということからである。ただし、王族にきわめて近い者に限つての若干の配慮の必要性をつけ加えている。これとは対照的に、「日本党」の処遇にはゆき届いた配慮がなされている。湖南は、「日本党」についての評価の一つを述べている。それは、朝鮮あるいは韓国という国名をなくす原因をなしたという意味からは「乱臣賊子」とみられるということである。しかし、湖南自身は正反対の評価をしている。宋秉畯について次のようにいう。

宋秉畯に私は四年程前に会つたが、其の時からして彼の眼中には殆ど王室など、いふものは無かつたのである。さうして詰り唯此の後は朝鮮国民の救済といふことを主として居つたやうな姿であるから、此の四十年来日本党といふ謂はゞ今日の時勢に近づけた所の人は、朝鮮国民の救済の方から云へば志士仁人といふことができる。⁽⁶⁾

「支那党」「露国民党」などの党派の中で宋秉畯をはじめとする「日本党」を朝鮮国民の救済者であつたとする湖南の見方は、今日ではどうてい受け入れられない。それはさておき、湖南は、このような「日本党」の人達についてはすでに死亡している者の子孫をも含めて華族の待遇を与えてよいという。この年の一〇

月、朝鮮貴族令によつて七六人の貴族が創出された。そのうちの六人の侯爵の中には朴泳孝が含まれており、宋秉畯は子爵に叙せられた⁽⁷⁾。

三、西欧植民地と朝鮮

湖南は中世のスペインやポルトガル植民地と、近世の西欧諸国の植民地とを明確に区別している。つまり、中世においては本国は植民地から天然の富源を奪つてくることが主たる目的であった。ところが近世では、植民地は本国の過剰資本、過剰製品、過剰人口の吐き出し地である。例えば中国が西欧諸国にとつての東洋問題の焦点になつてゐるのは資本投下地の問題としてである。また英國にとつて濠州は過剰人口の吐き出し地であるが、インドは人ではなく過剰製品の吐き出し地である。このようないくつかの西欧植民地と比較しながら、日本の植民地はどうあるべきかというのが湖南の主眼である。

まず過剰資本の投下という点では、日本は貧乏であるから方法によつては不可能ではないがむづかしいという。つまりロシアのようにもう一重の利息負担によって自國資本を有する国とは競争にならないというわけである。ロシアへの資本貸与国とはもちろんフランスである。従つて、

台湾、満州、朝鮮でも日本の資本投下はさほどではない。

次に過剰製品の吐き出し地としては、台湾での一五年間の経験からすれば多少の成功をおさめている。中国との戎克貿易が漸減し、日本との貿易が増加しているからである。朝鮮も日本製品の吐き出し地であるべきだが、朝鮮国民の富はまだ不充分であり、英國におけるインドとは比較にならない。

一方、満州の鉄道沿線、台湾、朝鮮での日本人の増加は、インドへ移つて行く西欧人の数とは逆に比較にならない。だが、これも日本的人口増加割合に比較するときわめて少ないので、過剰人口の吐き出し地として今後の朝鮮にだけ期待するのは無理である。

すなわち西欧諸国の植民地に比較すれば、日本の場合はいずれの面でも満足のゆく成果は上っていないことになる。ところが、日本の植民地には西欧の場合にはない特色があるという。植民地への官吏の吐き出しだある。台湾では、日本でいえば郡長以上の地位にはすべて日本人が就任した。朝鮮にも併合以前から多数の官吏を吐き出し、行政の殆どの区画にまでおよんでいる。これらの日本人官吏は植民地で生産活動を行うのではなく、むしろ本国の金を消費しているのである。このような現象は植民政策上からみれば特異であるといふ。



『書評』編集 STAFF募集!!



しかし、湖南はこの特異な現象をむしろ発展させようとする。それは、日本人官吏の数を減少させようとしていた朝鮮総督府の方針に対する批判的意見として述べられている。その理由は二つである。一つは、朝鮮人が新しい時代の行政を担当してゆけるか否かという疑問からである。二つめは、日本国内での当面の最大の問題が、教育を受けた人達の失業にあるという認識からである。つまり朝鮮はたんなる過剰人口ではなく教育ある過剰人口の吐き出し地として位置づけられている。湖南は、この意味で朝鮮を「殖民地」ではなく「植官地」⁽⁸⁾と表現している。

四、同化政策論

湖南は、文明国が植民地を統治してゆくうえで避けて通れない困難な問題が一つあるという。植民地人民が本国の統治政策からもたらされる文明によつて進歩し、その結果として自治の気性をもつことになるという問題である。インド人とアメリカの黒人を例に上げて本国の苦労に理解を示している。そして日本の場合も例外ではないと指摘する。人口二～三百万人の台湾では特別の問題とはならなかつたとしたうえで、朝鮮の場合については危惧している。

『書評』は私たちによる文化形成のための印刷メディアです。あなたも『書評』を創つてみませんか。

「雑誌」に興味のある方、思想・文化活動をやつてみたい方は、『書評』編集をはじめ、講演会や映画上映のSTAFFになつてみましよう。
私たちには、いつでもあなたをお待ちしています。

〒556 吹田市千里山東3-10-1
関西大学生活協同組合本部3F組織部内

『書評』編集委員会

☎ 387-9998 (直通)
388-1121 (内線 4821)

朝鮮のやうな千万以上の人口を有つて居る国を支配して、段々其の状態を改良し、之に教育を施して行くといふと、百年の後には兎に角朝鮮人の状態が進歩する。同時に自治の気性を起すかも知れぬ。併し朝鮮人は問題である。さういふやうに改良を施して、改良されて行く人種であるか、改良の出来ぬ人種であるかといふことは、今ではわからぬ⁽⁹⁾。

朝鮮人は「改良」できる人種か否かは即断できないといふわけである。湖南は、その理由を外国人に対する競争力の弱さに求めている。利益を吸収するうえでは中国人の「智力」に劣り、日本人が朝鮮に入り込めば朝鮮人の居場所がなくなつてゆくという。宋秉畯はいち早く日本人との競争をあきらめ、そのために間島への移住を希望したのだという話までもち出している。しかし、湖南は朝鮮人の「改良」を断念してしまつたのではない。その方法を次のようにいつてゐる。

日本の歴史から言つても、朝鮮から來た所の人種が日本に帰化して、昔は相当の待遇を受けて、姓氏録などに依つて見ると、其の中、日本の貴族として取扱はれて居つた者も随分ある。日本に入つて來たものはさういふものと同化したのであるから、将来の朝鮮人も同化の方法さへ良かつたならば、千万人位のものは五

千万の日本人の間に入つて段々日本人の恩恵に依つて良くなつて行くと云つても差支ない。国家の憂にならぬ様結末が着くかも知れぬ⁽¹⁰⁾。

「國家の憂」とは、むろん朝鮮人が自治の気性をもつことであろう。そうさせないためには同化政策が最善の方法であるとの意見である。さらに、同化政策と朝鮮風俗の保存という統治者にとっての重大な課題にも言及する。つまり、当時の朝鮮は中国なり日本なりの六、七百年もしくは千五、六百年前の状態を保つたままの国であり日本としては非常に興味深い。このような風俗はある程度残す必要がある反面、同化政策上からは逆の必要性があるという。風俗の保存と同化の問題については、湖南自らの論究課題であるといつてゐる。湖南の同化政策論には、「停滯論」が大きな作用をおよぼしている⁽¹¹⁾。

五、朝鮮民族主義への警戒

日本は朝鮮文明に負う所が多く、日本文明の大部分は朝鮮から輸入されたのであるという説に対しても、湖南はそれを否定する。まず中国における三国時代当時の日本と朝鮮を比較する。日本はすでに統一された相当の大國であつたのに対しても、朝鮮の馬韓は五十数ヶ国、辰韓、弁辰は二十四ヶ国に分かれ、しかも全羅道と慶尚道ほど

の地域を占めていたにすぎないという。従つて、朝鮮は

統一国家として文明を形成するには致つていなかつたことになる。さらに、かりに日本が三韓の国々から文明を輸入したとみえても、それは中国文明を取り次いでもらつたにすぎず朝鮮文明を受け取つたのではないという。

古代史における日、朝、中関係についての湖南の説の正否はさておき、彼の朝鮮統治論の中でこの説が果す役割をみてみよう。それは湖南自身の次の言葉によつて明らかである。

是れは将来日本と朝鮮との歴史上の関係を教育上に応用する上などに就ては、大に考へなければならぬことであつて、朝鮮人といふものに詰らなければならない自負心を起させぬやうにしなければならぬ⁽¹⁾。

すなわち朝鮮での歴史教育の場において、朝鮮民族主義の発揚を未然に防ごうとする意図に他ならない。一九二五年には、湖南は朝鮮総督府による朝鮮史編修会の間に就任する。そこで編纂された朝鮮史の中に、湖南がどのような影響を与えていけるのかはきわめて興味深い課題である。

△注▽

(1) 明治四三年九月一、二、三、四日。『内藤湖南全集第四卷』(昭和四六年、筑摩書房) 四七四—四八七頁。以下、頁数だけを記す。

(2) 四七四頁。なお日韓併合以前の湖南の朝鮮統治論については、拙稿「内藤湖南の朝鮮統治論」(本誌 第八七号) を参照されたい。

(3) 湖南の「日鮮同祖論」については、拙稿「内藤湖南の朝鮮觀」(本誌 第八〇号) を参照されたい。

(4) 四七四頁。

(5) 四七五頁。文中のふり仮名は湖南のものを使用した。以下、同様。

(6) 四七七頁。このような湖南の見方に関しては朝鮮での反封権闘争とのかかわりでさらに検討する必要がある。

(7) 李容九に対しても授爵の内意があつたが、李は固辞したといわれている。

四八一頁。

四八二—四八三頁。

四八四頁。

前掲「内藤湖南の朝鮮觀」を参照されたい。

四八六頁。 (にししげのぶ・本学経済学部卒業生)

連載

同化教育政策の復活

— 在日韓国・朝鮮人の教育問題ノート IV

梁 永 厚

戦後初期に、日本の為政者がとつた支配イデオロギー政策は、前回に触れた「一億総懺悔」論である。日本が

受諾した「ボツダム宣言」に「ヤルタ条項」として、独立を約束されていた朝鮮民族を、一方的に含めての「一億総懺悔」の唱導であった。

戦前の侵略戦争の標語「一億一心」の延長として使われた「一億」なのか、朝鮮民族の独立を認めない底意の「一億」なのか、唱導者が亡くなっているいまとなつては、その点について明らかにするすべはない。

しかし、在日朝鮮人に即しては、その支配イデオロギーの虜にされ、戦前同様に「日本人」として扱われ、同

化教育を強いられるなど、解放民族としての自立的な運動を一つひとつふみにじられたのである。

終戦直後、二百数十万人もいた在日朝鮮人の自主的な運動は、なによりも母國への帰国を円滑にすることであつた。かれらは、「朝鮮人に適用される引揚政策の規定を、日本政府が十分に朝鮮人に知らされなかつたことは、多分に故意とみなされるべきことである。」(E・W・ワグナー)、「日本における朝鮮少数民族・一九〇四—一九五〇)と、日本当局が帰国船と帰国情報の保障を十分しない、いわば妨害をされながらも、一九四六年の三月までに、百数十万人の在日朝鮮人が、自分たちで船を調達

しながら帰つていった。

ところが、帰つた者たちから、本国は住宅、食糧、就職の三大難であること、三〇年代の大旱による水害とコレラの流行など、よくないニュースが伝わり、そのうえにG H Qによる帰国財産の持ち帰り制限——一人当たり荷物は二五〇ポンド、所持金は千円以内——の指令（一九四六年五月）が発せられ、それ以降、帰國者の足は鈍つた。

この状況にたいして、日本当局は当局に都合よいように、G H Qに報告をし、「日本政府の指示する期間内、一九四六年九月三〇日までに帰らないと、帰国の特権は失われる」というG H Qの覚書（一九四六年五月）、「送還を拒否して日本に在留することを選択する朝鮮人は、爾後一切の日本の法律に服することを充分承知して、右の選択を行うものである。」というG H Qの覚書（一九四六年十一月）をひきだして、残つた在日朝鮮人を全面的に管理するG H Qの承認をとりつけたのである。

一方、在日朝鮮人の側は「恒久的に在留する同胞五〇万人を超す」（朝鮮人連盟第三回大会報告）、一九四六年（一〇月）と分析し、それまでの帰国を中心とした運動から定住志向の運動へ転換をはかることになつた。そして教育事業も定住志向のとりくみをはじめるのである。

この間の状況、同胞たちの心情について、朝鮮人連盟の中央総本部に特設された、在日朝鮮人教育対策委員会の「在日朝鮮人教育の実情」（一九四八年）のなかに、
（解放とともに）弾圧と差別と侮蔑の眼からのがれて、人間らしい生き方をしたいという、ただそれだけの望みのために、あえて生活の基盤を投げ捨て、牢獄に似た日本での生活をふりきり、故国へと急いだのであつた。そのとき、ごく一部の人々をのぞいては殆んど全部が、子弟を日本の学校から退学せしめた。そして、寺子屋のような小さな学校をつくって、子どもたちに朝鮮語、われわれの文字と言葉を教えた。実際に帰国をあせる父兄の最大の悩みは、これらオシマに似た国語を知らぬ子どもたちのことであつた。そのためには、帰国の日をおくらせた人々もすくなくはなかつたのである。

しかし、祖国は完全に解放されたわけでなかつた。引揚者のためには家もなく、働く場所もなく、子どもたちはどんどん浮浪児になつていていた。この暗澹たる現実に、気負いたつた朝鮮人は、しぶしぶ腰をおちつける以外にみちはなかつた。帰国を思いとどまつた朝鮮人の最大の関心は、子弟の教育であつた。文盲であることを強いられ、またそのためにつきそ



うの蔑視と迫害をうけてきた人々にとつて、子弟だけは勉強させたいという熱意は、到底、義務教育になれている日本の為政者の想像できるところではない。」と歴史の受難者であつた存在から、あたらしい歴史の創造者として、教育建設にのりだしたことが記されている。

父母、同胞の熱意を結集した定住志向の教育建設は、

1 全国的な規模で半恒久的な教育政策を樹立する。

2 教育施設を拡張し、教育内容を民主化する。

3 体系的な教育体系を編成する。

4 大衆的な基盤のうえにたつ教育財政を確立する。

5 日本の民主的教育家と積極的に提携協力する。
などの、方針策定となり、それにもとづくとりくみが、一九四七年度の新学期からはじまつた。

校舎の建設、教科書の編纂、全同胞的な学校管理費（いわゆる教育税）の負担運動、教員の資質向上と日本人教師との連帯のために教員組合（教育者同盟）結成などがおこなわれた。

しかし、日本当局の在日朝鮮人の自主教育にたいする対応は、一九四六年の終りまで「一億総懺悔」のなかに在日朝鮮人を含め、戦後も日本の支配構造の底辺におこうとする底意からGHQに故意的な報告をしたり、日本

国民のなかに民族排外煽動をしながらも、「放任・非協力」の対応であった。

ところが、日本当局は在日朝鮮人の教育事業が定住志向へふみだしたのと機を一にして、前年十一月の G H Q よりだされた、「在月朝鮮人にたいし日本の法律を全面的に適用せよ。」という覚書を教育問題に援用し、在日朝鮮人子女にたいする同化教育政策を表面化させはじめたのである。

それは、次のような「朝鮮人児童の就学義務に関する文部省学校教育局長回答」においてである。

雑学一二三号

昭和二十二年四月十二日

文部省学校教育局長 日高 第四郎

東海北陸地方行政事務局長官 桑原 幹根殿

一月十三日東行第二四号をもつて、照会のあつたことについて、左記の通り回答する。

一、朝鮮人の児童は、日本人の児童と同様就学せしむる義務があるかないか。

(回答) 現在日本に在留する朝鮮人は日本の法令に服しなければならない。従つて一應朝鮮人の児童についても日本人の児童と同様、就学させる義務があり、かつ実際上も日本人児童と異つた不利益な取扱いをしてはいけない。しかし義務就学を強制することの困難な事情が一方的にありうるから実情を考慮して適切に措置されたい。

一、略(筆者)

この回答は、参考までにという付記をつけて、各都道府県の教學課長宛にも送られた。「実情考慮、云々」といつているが、義務教育すなわち同化教育をうけるべきだという政策の通達であつたことはいうまでもない。

G H Q もまた、一九四七年の初めより、アメリカの冷戦政策にしたがい共産主義との対決政策をとりだした。それは民主運動や労働運動の抑圧となり、二・一ストの禁止措置として現れた。在日朝鮮人運動についても、とくに朝鮮人連盟の運動が本国の左翼および日本共産党と結んでいることにたいし積極的な抑圧策をとり、朝鮮人連盟の中心的事業であつた教育事業の抑圧にまず着手するようになつた。G H Q と日本当局のねらいは合致したのである。

記

そのねらいは、一九四七年十月、「朝鮮人の諸学校は、正規の教育の追加科目として、朝鮮語を教えることを許されることの例外を認められるほかは、日本（文部省）のすべての指令にしたがわしめるよう、日本政府に指令する。」というG H Qの民間情報教育局のお墨付き・指令となりた。前年十一月のG H Qの覚書に基づき、法的命令とされた。在日朝鮮人の自主教育を否定し、在日に外国人としての在日朝鮮人の自主教育を否定し、在日朝鮮人子女を日本の教育法規、すなわち国民教育のなかに押しこみ、ただ非日本人であることを考慮して、若干の附加的な教育（朝鮮語の課外教育）を認めるというのである。

朝鮮人の子どもに、日本の国民教育を強制することは、日本の子どもと同様な意識と思想をもつことを強いるもので、本質的には戦前の「皇民化教育」と何ら変わるものでなかつた。ただ戦前は侵略主義に仕える徹底的な日本人になることを強いるものであつたが、戦後は日本の国民教育を一方的に押しつけるという、方法上のちがいがあるだけであつた。いずれの場合も、朝鮮人の子どもにとっては、日本の国民教育が追求する思想攻勢によって、民族性を自己破壊させることを強いたのである。

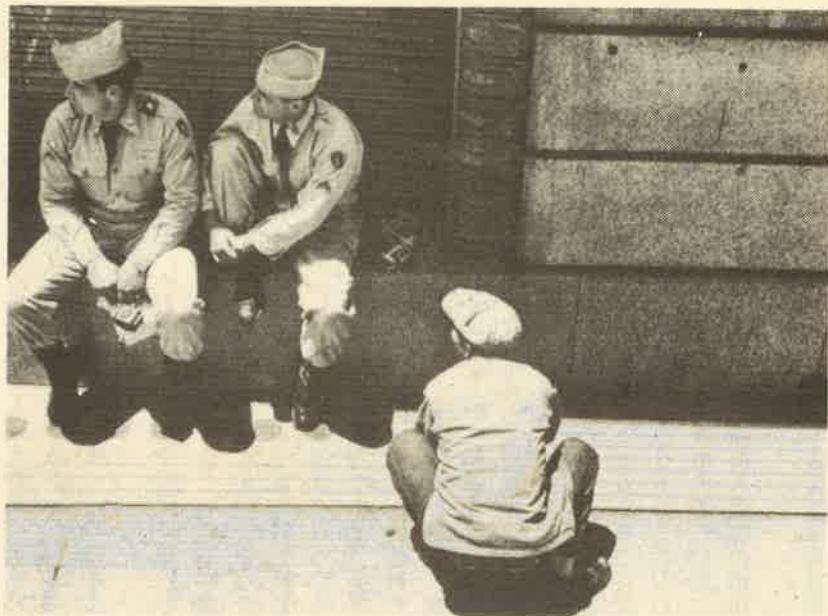
日本の法令に縛るということは、戦前、自主的な民族教育が治安対象として取締られたのと同じく、自主的な

民族教育の権利にたいし、干渉、抑圧、弾圧が、日本当局の自由裁量となつたことである。まさに、戦前の植民地教育の復活といえる指令であつた。

附加的教育は、アメリカの国内少数民族教育政策の構造をとりいたようである。すでにアメリカインディアンにたいする教育、日本のアイヌ民族にたいする教育などにおいて、民族的な形式を奪い同化に至らせていく前科のある政策からきていくといえる。

さて、一九四七年にはいつて、同化教育政策を表面化させてきたのはなぜだろうか。そして朝鮮人の自主教育抑圧の手段として、日本国籍の強要と法令の全面適用をはかつたのはなぜだろうか。これらは、戦後占領下における、日本当局の在日朝鮮人政策の確定と実行の問題として、明らかにしておかねばならないと思う。

在日朝鮮人運動の抑圧、同化教育政策を表面化させてきた第一の理由は、一九四六年の後半期になつて、中国において国民党政権が国民の支持を失い、共産党的勢力が力を示しはじめ、朝鮮において統一運動が盛りあがるなど、アメリカの極東政策がゆきづまりをみせていた。その対応として、一九四七年の初頭に、「全体主義（共産主義）の侵略とたたかう」という、アメリカのトルーマン大統領の「冷戦宣言」が発表された。



この宣言にもとづき、日本は東アジアにおける冷戦の重点基地としての任を負わされるようになつた。その具体化として、G H Qは、それまでの日本を「民主化」するという占領政策から、「強力な日本政府の育成」いわゆる反共基地とする政策へと転じた。もちろん日本の支配層は「冷戦宣言」に従属し、積極的に反共基地化政策を進めた。そして、基地化に反対する勢力は、後方を攬乱するものとして排除する政策がとられた。

第二の理由としては、アメリカと日本が結合したアジア侵略政策は、当然として、解放された民族として生きる在日朝鮮人の運動と敵対的な関係を生むことになった。G H Qと日本当局は、朝鮮人連盟の運動を本国の共産主義者の手先であり、日本共産党の同盟者であり、なお、日本の軍事基地化と内政の攬乱者、占領政策の反対者として弾圧の標的としたのである。そして弾圧のための条件整備として、G H Qは在日朝鮮人にたいする日本の法令の全面適用（それまでも日本の法令下にあつた）という覚書を発し、日本の支配層が、在日朝鮮人を戦前同様に扱うことを保障するのである。

また、抑圧政策、同化教育政策を本格化させた時期であるが、朝鮮の独立政府樹立問題を協議していた米ソ共同委員会を一方的に休会を宣し、朝鮮問題を国連へ上程

前回「懲悔と抑圧」の誤植訂正

誤

正

したアメリカの暴挙にたいし、朝鮮人民と世界の民主陣営が非難を高め、朝鮮の統一気運が盛りあがっていた時期と合致する。アメリカの反撃の一環であつたのである。それが一九四七年の後半期であつた。

第三の理由としては、アメリカの教育使節団の報告に基づく学制改革・六三制の発足と関連する。六三制のスタート時は、財政難から学校施設の建設が追いつかなかつた。そうしたなかにあって日本の公立学校の教室を使つてゐる朝鮮人学校が浮上し、GHQも注目するところとなり、朝鮮人学校の実態を調べられるのである。実態調査は、主として日本の当局によつて行われ、政治教育をしている学校であるということが報告され、弾圧の理由にされたのである。校舎を借りていた朝鮮人学校の多くは、大阪、神戸で、阪神教育事件の主要地域となつた。

戦後、被占領期の在日朝鮮人子女教育にたいする同化教育政策の復活は、日本の支配層のなかに残つていた植民主义思想が、アメリカのアジア政策と癒着しながら表出したものといえ、その後遺症は現在の日本の公教育のなかにまだ残つている。また、弾圧の理由の第三に触れた、教育と政治という重い問題を在日朝鮮人教育の内側は、ずうつとかかえこむようになつた。

五二頁

上段八行目

懲悔たは

下段六行目

国民道議

ク 九行目

業

五三頁

下段十六行目

悔蔑

五八頁

上段十行目

「一億懲悔論」

下段十一行目

日本国民が

五九頁

上段十七行目

椎態云郎

六〇頁

椎熊三郎

懲悔とは
国民道義
策

悔蔑

「一億懲悔論」

日本国民か

椎熊三郎

—連載—

小説のなかの異境

—ロマン主義文学論序説— その八

池田浩士

II 表現の始源から——民衆文化と民俗学（その三）

三、探偵小説と科学の目

1. 虚構と科学とのあいだ

メリケの『画家ノルテン』が発表されたちょうどそのころ、大西洋をへだてた北アメリカでは、のちの世界文学に決定的な影響を与えることになる新しい表現領域が、エドガー・アラン・ポーによって切り開かれつつあ

つた。ポーが、最初に発表された短篇小説『壇のなかの手記』(MS. Found in a Bottle) を書いたのは、『画家ノルテン』の発表の前年、一八三一年のことである。

ポーの作品をフランス語に訳してヨーロッパに紹介したシャルル・ボードレールは、ポーの風貌や性癖や語り口を「ロマン主義」(Romantique) という語がふくむ諸特性と重ねあわせて描いてみせた（『エドガー・ポオ——その生涯と作品』、邦訳II創元推理文庫版「ボオ小説全集」第2巻所収）。たしかに、しばしば指摘されるように、ポーの作品世界には、ふつう「ロマン主義」という言葉で理解されるような要素が少なからず見出され



る。幻想的な設定、怪奇現象、廃墟や崩壊の叙述、失われた過去への遡及、空や海の旅と冒險、謎めいた人物や出来事、等々——そうした要素を数え上げれば際限がない。

だが、ポーとロマン主義とをつなぐものがあるとすれば、じつはそれは、明らかなかたちで表面に姿をあらわしたそのような類似性ではない。むしろ、ロマン主義の特性と見なされているそれらの諸要素が、ポーの作品世界のなかで最初にくつきりと、みずから可能性と限界と問題性とをあらわした、という点こそが、ポーとロマン主義との関係の本質なのではあるまいか。

エドガー・アラン・ポーが、数学や物理学、さらには自然科学一般に強い関心をいだいていたことは、よく知られている。この関心は、かれの作品のなかにも随所に姿をのぞかせている。たとえば、『メエルシュトレエムに呑まれて』(A. Descent into the Maelström, 1841) には、メエルシュトレエムと呼ばれる大渦巻に巻きこまれてしまつた若い漁夫が、次第に渦の中心に向かつて引き入れられていく最中に、自分の舟と同じように大きな弧を描いて水面を移動していくさまざまな物体を見る場面がある。連れられない破滅に刻一刻と近づきながら、この漁夫は、それらの物体を観察して三つの重大な発見をする。

第一は、物体が大きければ大きいほど、渦の中心に向かって巻き込まれていく速度が速いということ。第二に、球形のものとそれ以外の形状のものとでは、球形のもののはうが速いこと。第三に、円筒形のものと他の形のものとでは、円筒形のほうが吸い込まれる速度が遅いということである。これに気づいたかれは、舟に積まれていた飲料水用の樽に身体を縛りつけ、舟をすてて海に飛び込む。中心に引き込まれる瞬間が少しでも遅くなれば、ある一定の時間だけ生じる大渦巻が消えて助かる可能性が、それだけ増すからである。こうして、舟のほうが安全だと考えて舟に残った兄は舟と運命をともにし、樽に生命を託した弟は助かつたのだった。この漁夫の觀察と決断の正しさの根拠として、ポーはわざわざ註でアルキメデスの流体力学説を指摘して見せてている。

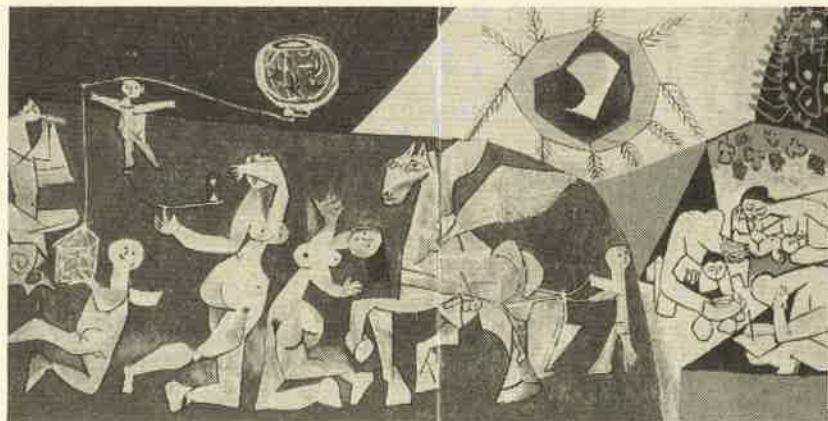
この小説の魅力と迫力は、まさに絶望的な窮地に陥った主人公が、まったくそれまで（かれ自身も読者も）思ひもよらなかつたような些細な事実に注意を向けることによって、その觀察から決定的な法則性を発見し、しかもその法則性の発見に自己の運命を賭ける決断をする、というところに大きく依存しているだろう。主人公は、観察によって法則性に到達し、しかもその法則性の正しさを、自分自身を実験台にして証明したのである。いわ

ば実験科学の方法をそのままたどる主人公のこの行動が、『メエルシュトレエムに呑まれて』という小説の構造をなしているのだ。ところが、問題はそのさきにある。いつたい、大きな物体よりは小さな物体のほうが渦に巻き込まれる速度が小さく、円筒状のものが他の形状のものよりも遅い、というのは、はたして本当に科学的な真実なのだろうか。いやそれ以前に、これが科学的な真実であるということが、この小説世界において絶対に不可欠の必要条件なのだろうか。あるいは、もしも仮りにこうした法則性なるものが真実でなかつたとしても、この小説の魅力と迫力はいささかも減じるものではないのではないか。もっと正確に言えば、主人公の觀察と、法則性の発見と、それにつづく捨て身の決断実行が、意表をつくものであり、しかもなるほどありそなことだと読者に感じとられれば、それで充分なのではないか。

このことを考えるうえで興味深いのは、大渦巻とはまったく別の主題を描いたポーのもうひとつの小説、『ハンス・プファールの無類の冒險』(The Unparalleled Adventure of One Hans Pfaall, 1835) である。多額の借金をかかえたまま失踪したロッテルダムの若い職人を主人公にしたこの作品は、軽気球で月世界に逃れるという設定の点から見れば、いわゆるSFのひとつの中駆をな

している。飛行機の發見以前には人間が長時間にわたって空を飛ぶための唯一の手段だった軽気球は、ボーのこの小説よりもすでに三分の一世纪まえに、たとえばドイツ・ロマン派の作家、ジャン・パウルによつて文学世界の新奇な題材として使用されていた。現實に軽気球によるドーヴィア海峡の横断も、すでに五十年前の一七八五年に成功していた。それゆえ、ボーの『ハンス・ブファール』は、現實にはまだ実現されていない夢の未来科学を描いたという意味でSF的なのではない。月世界への到達が成就されることになつてゐるとはいへ、この小説の本質的な新しさは、いかにもリアリティを欠いた月世界の見聞記にあるのではなく、気球での旅の途上で主人公が行なう詳細な観察にこそある、と言うべきだろう。この点で、気球上のハンスは、渦に巻き込まれた舟のうえのあの漁夫と同質の観察者であり、法則の發見者なのである。

ハンス・ブファールの観察と發見のうち、もっとも注目すべきひとつは、遙か上空から地上を見下ろしたときの地表の形状についてのものである。気球が数マイルの高さに達すれば、当然、次第に地球の丸さが見えてくるだろう。地上にいるとき一直線に見える水平線なり地平線なりが、徐々に丸みをおびて、地球の表面は凸レンズ



短評募集!!



短評を書いてみませんか？

最近一年間に発行された本の中で、自分がこれは
ぜひ人にも勧めたい、または、強く印象づけられた
本の短評を原稿用紙(四百字誌)二、三枚に。

★ジャンルは自由 縦切は毎月末。
〒556 吹田市千里山東3-10-1

関西大学生活協同組合本部3F組織部内
『書評』編集委員会

□ 387-9998 (直通)
388-1121 (内線 4821)

状を呈しはじめるに違いない。ところが、ハンス・プファールは、この常識とはまったく逆の現実を発見する。眼下の地表は、なんと、凹レンズ状にへこんで見えたのである。ポーは、この不思議な現象の根拠を、ほぼつぎのように主人公に説明させている。——気球から地上にまっすぐ糸を垂らすと仮定して、それを直角三角形の垂線とすると、底辺はその地点から地平線まで延びる直線である。斜辺は、地平線から気球にいたる直線ということになる。ところが、気球の高度は、たとえそれが数千フィートに達しているとしても、視界の広さに比べればほとんど取るに足りないものである。言いかえれば、

仮定した三角形の底辺と斜辺は垂線に比べてきわめて長いので、その底辺と斜辺はほとんど平行線をなしているだろう。だから、軽気球から見る地平線は気球と同一平面にあるように見えるだろう。しかし自分の真下の地点は自分から非常に離れたところに見えるし、また事実そのとおり離れているので、地平線からも離れて見える。つまり、地平線よりずっと下方にあるように見える。それゆえ、地表は凹状になっているという感じがするのである。

この説明は、ポーの気に入っていたらしい。かれは、『ハンス・プファール』よりも九年後の一八四四年に發

表されたもうひとつの軽気球小説、『軽気球夢譚』(The Balloon - Hoax)でも、今度は軽気球で大西洋を横断する人物たちに同様の現象を観察させ、その手記にたいする註のかたちで、まったく同じ説明を披露している。

だが、まことしやかなこの説明が、そしてその説明以前に、地表が凹状に見えるという設定そのものが、科学的な真実に即しているかどうかは、はなはだ疑わしい。

それどころか、そんな説明や設定を信じる読者など、ほとんどいないだろう。それにもかかわらず、あるいはむしろそれゆえにこそ、ポーの軽気球物語は、虚構としての現実性^(リアリティ)を獲得するのである。大渦巻に引き込まれる物体の速度の差異が科学的な真実に即しているから、メルシュトレエムの物語に現実性が生まれるのではない。

危機一発の状況で、ふとした偶然のきっかけから状況を

観察し、そこからある種の法則性を発見して、その法則性を身をもって実証する、その過程そのものが、作品世界の現実性の源泉なのであって、法則性や観察そのものが虚構であることは小説世界の現実性をそこなうどころか、虚構としての小説にとってむしろ重要な魅力と迫力を生み出しさえする。

自然科学に深い関心を抱いていたエドガー・アラン・ポーが、SF的な諸作品と並んで謎解きを主題とする一連の 小説を書いたのも、偶然ではない。のちに探偵小説という名称を与えられることになるこのタイプの文学作品にとつて、ハンス・プファールや大渦巻の漁夫が実践したような観察と推論と法則性の発見という操作は、まさに作品世界を成り立たせる構成原理にほかならないからだ。カント的な不可知論（「物自体は認識不可能である」）を打ち破るのは実験と産業である、というフリードリヒ・エンゲルスの命題の意味における実験と産業、法則性の発見とその実践への応用という自然科学と科学技術の手順は、探偵小説のなかでもまた基本的な手順となる。そして、それと同時に、その手順の問題性もまた、探偵小説のなかであらわになるのである。

2. 限定された視点

探偵小説の成立が近代的な裁判制度の始まりと関係していることを指摘したのは、ユダヤ系ドイツ人学者、エルンスト・ブロッホだつた。本人の自白と二人の証人がありさえすれば有罪が決まる魔女裁判的な手続きを裁判が脱したのは、自白や証言にかわって証拠というものが決定的に重要なようになった十八世紀ヨーロッパのことだつた。証拠の重視という新しい原則が、隠された証拠を追うことによって真相に迫る探偵小説の形式を生んだのだ。

だ、というのがプロッホの見解なのである。

だが、きわめて正当なこの見解には、もうひとつのことが付け加えられねばならないだろう。探偵小説という虚構形式を可能にしたもうひとつの大決定的に重要な現実は、産業革命というかたちで社会的に応用された科学技術の成果であり、そうした成果を生み出した近代科学、とりわけ自然科学の展開だったのである。ポーの諸作品に見られる自然科学への関心は、一般に探偵小説の先駆けとされているポーの五篇の小説（『モルグ街の殺人』「マリー・ロジエの謎」「黄金虫」「お前が犯人だ」「盗まれた手紙」）では、とりわけ顕著に姿を現わしているのがわかる。推理という道すじをたどって描かれる探偵役の思考や行動は、大渦巻の漁夫が意図せずして行なった詳細な観察であり、その観察にもとづく法則性の発見であり、法則性を証明するための——あるいは逆に未だ仮説でしかないものから法則性を導き出すための——実験にほかならない。漁夫にとつては絶体絶命と思えた窮地から生きて逃れる道を切り開いたこの推理作業は、デュパンやレグランドという名の探偵役にとつては、まったくありそうでない秘められた財宝や、まったく思ひがけない真犯人への道を開くのである。

けれども、推理という道すじをたどるこれらの手順の



なかにも、ちょうど『ハンス・プファール』や『軽気球夢譚』のあの凹状の地表のような虚構が含まれている、というところから、ボーの探偵小説と、ひいてはまたボーによって開拓されたその後の探偵小説の問題性が始まっている。いつたい、ボーの探偵たちは、そもそもどのような観察から推理を始めるだろうか。考えてみると、わかるとおり、かれらに与えられる観察材料は、あらかじめ限定されている。ハンス・プファールが気球の籠のなかからのみ眼下の地表を見るように、渦巻に引き込まれる若い漁夫が舟のなかからだけ周囲の漂流物の動きを見るように、珍しい黄金虫(スカビッシュ)を見つけたウイリアム・レグランドは、その黄金虫を見つけたときに無意識のうちに拾つた古い紙きれ（じつは羊皮紙）というたったひとつのみの観察材料だけを与える、そのひとつだけから謎の解明という結果にたどりつく。かれが結果にたどりつくまでの通路は、きわめて狭いのである。つまり、探偵は、きわめて狭い現実の一面だけに視点を限定することによつて、正しい結論に行きつくるのである。これは、じつは、ハンス・プファールの観察のからくりと同じ構造をなしている。ある高さの軽気球から見た地表が凹レンズ状に見えることの説明は、仮定上の直角三角形の全体にではなく個々の一辺に読者の目を惹きつけ、読者の視点をそ

のつど一辺だけに限定させることによつて、まことしやかさを獲得する。真下を見たときの地表までの距離の大ささと、その真下の一点から地平線までの遠さは、一望のもとでは同時に見渡せるものであるにもかかわらず、そして他方、直角三角形の斜辺をなす気球から地平線までの距離と、真下の地上から水平線までの距離とは、別個に切り離された二つの平行線となることなどありえないにもかかわらず、これらの各線を個々ばらばらに読者に観察させることによつて、凹状に見える理屈を説明してしまう。

推理という過程をたどる観察と法則性発見の道すじのこうした特徴を、『黄金虫』(The Gold Bug, 1843)は象徴的に体现している。羊皮紙に書かれた暗号を解説した主人公は、その暗号の指示に従つて、とある大岩を探し出し、その岩の中腹にあつてただ一ヵ所だけ腰を下ろすことのできる凹みにたどりつき、そこから望遠鏡で一定の方角を熟視する。暗号という設定そのものがすでに、主人公と読者の視点をひとつの角度に限定するのだが、そのあとの過程がすべて、このように文字通り限定された視点からの観察に終始するのである。あげくのはてに、木の枝に止められた頭蓋骨の左の眼窩から黄金虫を地上に落として目標地点への起点とする、という設定までな

されている。『モルグ街の殺人』(The Murders in the Rue Morgue, 1841)では、視点の限定は、密室という設定によつてなされることになる。

3. ロマン主義の一律背反

渦巻に引き込まれるさいの物体の速度や、ある高度から見下ろしたときの凹状の地表、というポーの文学世界のイメージは、それゆえ、これらのイメージが科学的な真実に即しているかどうか、という問題をわれわれに提起するばかりではない。科学的真実に即していないにもかかわらず、あるいはむしろ即していないがゆえに、虚構としての現実性をそれらが持ちうるのだ、という事実にわれわれを導くばかりではない。ポーの諸作品は、そしてさらにはまたポーによつて開拓された探偵小説といふ表現ジャンルは、疑いもなく近代自然科学の方法と不可分に開発された推理の手順を通して、そもそも近代科学の真実なるものが現実とどこまで即応しているのか、という問題をも、われわれに示唆するのである。

密室のトリックを用いた探偵小説が象徴的に示していくように、近代自然科学やいくつかの分野の社会科学に特徴的な実験という方法は、もともと、現実の総体から人為的に切り離された限定的な場や条件を設定し、それ

を限定的な視点で集中的に観察することによって成立している。いわゆる個別科学の細分化という現象にまで通じるこのありかたは、しかし、狭義の自然科学や一部の社会科学の領域だけに生じたことではなかつたのだ。周知のように、産業（この場合はとりわけ工業）というかたちで應用実践される成果だけを科学的成果として偏重する世界觀が、こうした科学とは別の次元の秩序によって生きている文化圏とその人間や自然を「未開」や「野蛮」の名のもとに隸従させ収奪することを、当然視し正当化するイデオロギーの裏打ちとなつた。同時代の現実をとともに時を同じくして生きるものたちが、一方は近代社会の文明人とされ、他方は前近代の未開人（アーモンス）とされた。ヘルダーの民謡蒐集や、そこから大きなインパクトを受けたロマン派の詩人たちの民俗学的な関心は、それゆえ、社会生活のあらゆる領域に浸透していく近代自然科学的な視点への、根底からの反措定でもあつたのだ。「画家ノルテーン」のなかに見られる諸形式の混淆と謎めいた筋の展開は、こうした限定された視点から現実を見るという生活原理と、それを視点の多様性によつて打ち破ろうとする試みとの、葛藤の姿でもあつたのだ。狭義のロマン派のもつとも大きな特色のひとつである自然への関心は、自然觀察と自然研究が近代自然科学の

方向で深められようとしていた時点、産業革命というかたちで自然科学が実験と産業の学であることを歴然と示はじめていた時点に、開発や収奪ではない関係を人間が自然とのあいだに探ろうとした試みだった。そしてまた、シャミッソーがみずからも参加し作中人物にも体験させた未知の世界の自然や人間たちのなかへの旅は、その同じ時点に、のちの『第三世界』を植民地としてではなく独自の文化圏として発見し再発見する旅だった。だが、かれらの成果は、鉱夫のなかに自然と会話を交わす人間を見たノヴァーリスが、かれの職業だった鉱山技師としての仕事のなかでは、産業革命へと向かう社会の再編のなかで疑いもなく自然開発に多かれ少なかれ貢献せざるをえなかつたように、その後の支配的な発展過程のなかに呑み込まれていくしかなかつた。かれらの試みと成果は、ただひとつ、虚構のなかでのみ、現実の発展方향とはまったく別の世界のありかたを創出することもできたのである。

ロマン主義という観念がふくむ諸特性をそなえている、とボーデレールによつて評された風貌と性癖と語り口をもつたエドガー・アラン・ポーが、ヨーロッパ各地のロマン派がまさに終息しようとしていたころ、北アメリカの地で、近代科学の方法を駆使した作品を書いたことに

は、大きな意味があつた。ポーのなかで、近代科学の方法の純粹培養的な応用という一面をもつ探偵小説という形式が、怪奇や犯罪や秘密露見というロマン派と深いかわりをもつ題材それ自体への関心を超えて、推理の道すじの興味を軸に、確實な一步を踏み出したのである。だが、そればかりではない。ポーのなかで、その同じ探偵小説を支える謎解きの科学的な方法は、近代科学が原理的にはらむ限界をも、あらわにしているのだ。『ハンス・ブファール』の読者は、科学的方法なるものがまさしくすでにパロディ化される光景を、ポーのなかで見てしまつてゐる。一世代前のヨーロッパのロマン主義者たちが現実の趨勢とは逆のもうひとつ世界のありかたを虚構のなかで夢の世界として描いたとすれば、ポーの探偵小説は、この文学形式を支える構成原理の不確かさや虚偽を、「ほらばなし」とかれが名付けた奇想天外な物語のなかで、暴露されながら書かれていたのだった。

（いけだ ひろし・京都大学教員）

—連載—

研究余滴

ヴェルレーヌ

13

どん底の中で『愛』を(II)

詩集『愛』の構成

山村嘉己



カルザスによる
ヴェルレーヌの肖像

1

手紙では、『叡智』の題の下にルペルチエあての副題を
つけた「一八七五年に成る」という詩が送られている。

病床の呻吟とどん底の生活苦の中から詩集『愛』は生

み出されたが（一八八八、三月）それが実は一八七五年、
イギリス滞在中に計画され、『叡智』の対として考えら

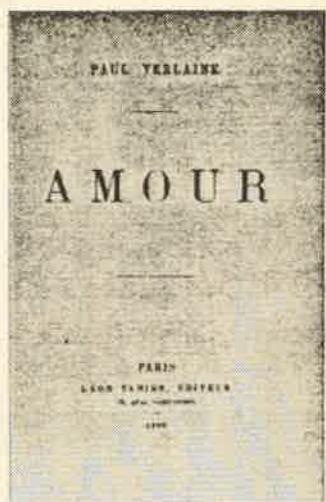
れていたものであることはよく知られている。一八七五

年十一月のブレモンあての手紙で、ヴェルレーヌは（二
冊の本を準備中だ）と告げ、それが『叡智』と『愛』で

あるとして、『愛』に属する詩篇をいくつか送っているが、
それは『叡智』出版に当つて、そちらの方に組み入れら

れている。また一方、それに先立つて十月二十七日付の

ぼくは流水と丘陵のこの上なく美わしい國の
とりわけすばらしい城シードにかつて住んだことがある
四つの翼から外に向つて 四つの塔が聳えていたが
その塔の一つに ぼくは長い長い間住んでいたのだ
外側、煉瓦造りのその城壁は
この静かな風景の中夕日を受けて赤々と輝いていた
しかし 涙する暁のように明るい石灰乳は
そつとその内側に蒼窮のアーチをわたしていた



『愛』の初版本

ランボーとの別れを心に秘めて、しかもモンテニュのひそみにならおうとするかれの意図が仄見えるこの詩は、しかし、実際は『愛』の第二番目に收められている。つまり、『叡智』と『愛』はこのようにその成立から深くからみ合っていたので、前者が純粹無難な宗教的心情を披瀝したものを多く含んでいるのに対し、後者には地上的な愛の思いが込められているという違いはあっても、そもそもかなり意識的な構想のもとにかかれたことは間違いない。さらに、ボルネックの指摘するところによれば（ガリマール版の『叡智』『愛』『幸福』の序文）、ヴェルーヌ自身があるジャーナリストへの短信に、「苦難に堪え、時には絶望をこえて、私はまったく個性的な、そしてフランス詩の中では恐らく独創的といえる一つの

作品を計画し、仕上げた」と述べ、「これはある回心の物語で、素朴なキリスト教信仰の叡智と愛と幸福とを示し、さらに信仰の告白と並んで、肉欲の過ちの『恥ずべき』告白を平行してかけた四部作からなり、そのときは誠実なキリスト教徒の告白は『幸福』で閉じられる」と書いているという。この表現を額面どおり受け取れるかどうかには問題があるが、要するにこれら四つの作品群にかなりの連絡があることだけは疑いをいれない事実と言えよう。

あれだけの苦渋にみちた泥沼の生活の中で、ここまで意識的な詩作品の構成を夢みたことは、まさしくボルネックも指摘するように、恐らく生涯かけてかれが忠誠を示したのは『詩』に対してだけであったというヴエルヌの詩精神の純一さによる感嘆することもできるが、一方、先に示したような計画の変更、齟齬をみれば、それがかれにしても現実には多くの断念・妥協を余儀なくされたわけで、そのことにかれの人間としての弱さを認め非難することもまた不可能ではない。どちらにしてもわれわれはこのヴエルヌのまさに『人間的な弱さ』を以下との作品集の中で確認し、それぞれなりの思い入れをそこに注ぐしかないのではあるまいか。今回は『愛』についてもう少し踏み込んで分析してみよう。

最初の計画に見られたとおり、この詩集『愛』は信仰告白の書『叡智』の対として、慈愛の表白の書として、つぎの『幸福』（これが『希望』と題される可能性もあつたとラコストが指摘している）とともに三つのキリスト教神学の徳を示すはずであった。しかしロビシェが示す

ように、最初の「朝の祈り」から「そこ」までの四五篇の草稿がきちんと整理され、読み易い文字で書かれていいのに対し、「男やもめが語る」や、レチノワ詩集のいくつかには明らかに精神不安定やアルコール中毒の症状をあらわす書き方が見られて、この詩集がいかに不安定な状態の中で生み出されたかがよくわかるのであるが、そもそもその計画から十四年を経てることを考えればそれも当然といえるので、これをロビシェのように、長年の間にキリスト教的計画が一貫性を失つたのだと取るか、その長年の間に、しかも心身ともに滅亡への道を辿りつつ、なお執拗にこだわりつけたと考へるかは、まさにヴエルレーヌへの各自の沈潜ぶりによつて判断が異つてくるであろう。

ただこの詩集がどこまで徹底して意図的であったかどうかはともかく、冒頭に先ず献辞として「我が子、ジョ

ルジユ・ヴエルレーヌへ」と誌され、結びもまた、つぎのようなジョルジュ・ヴエルレーヌへと題された詩であつたことは、少なくとも我が子へ捧げる父の「愛」がその基調にあつたことは先ずたしかであろう。

この詩がお前の方に届いてほしい オヴィディウスの
それが

ちょうど都へと向つたようにな
かれはローマから追われたが もつと邪悪な手で
私はわが子から引き離されたのだ。

お前にまた会えるのか どのように いや何でことか
死のうと否と

これが私の遺書なのだ
神を恐れよ だれも怨むな しっかりと保て お前の
名を

正しく守つたお前の名を

精神上の息子といつてよいレチノワに多くの詩を捧げたこの詩集（四十篇のうち二十四篇までがリュシャン・レチノワと総題されている）が、実の息子ジョルジュあての詩で結ばれていることは、ヴエルレーヌの息子への



カフェで憩うヴェルレーヌ

愛が意外に深かつたことを語つて余すところがない。この息子の生まれた頃は、ランボーとのことがあって、つれなく当つたこと也有つたが、マチルドとの離婚後は年とともに関心が深まり、逢う瀬が妨げられれば妨げられるほど愛情は高まつたのである。しかし、マチルドの怒りはさらに強く、ヴェルレーヌの死の床にすらジヨルジュを赴かせることはなかつた。父によく似ていたこのジヨルジュはいろいろな職を転々とし、結局、パリのメトロの職員として一九二六年の夏に死亡したといふ。

詩集『愛』のもう一つの特色は「」に」という、いろ

いろんな人々に向けた献辞をもつ詩篇があることだが、この中にユゴーにあてた詩が見出されるのも、かれ自身に向けられたユゴーの暖かい好意（ブリュッセルの牢獄へのユゴーの手紙）への感謝もあるが、同じようにきびしい運命で最愛の娘を失つたユゴーへの共感がかれを動かしたと考えることもできるのではないだろうか。このソネットの響きに耳を傾けてみよう。

今日 あなたの廻りにつどうおべつか野郎の誰だつて
わたしほど深くあなたの光栄を讃える喜びを感じたものはないでしょう。

あなたの名は勝利の名のようにわたしを酔わせました。
わたしはただ一筋にあなたの作品を愛したのです。

その後「真理」が世の真実をあかしてくれました。

今わたしは「神」を愛しその「教会」を愛し 生命を
かけて

悲しいことにはあなたが退けるすべてのものを信じた
いと思つています。

あなたの詩の中の それとわかる「蛇」を憎むのです。

わたしは変わりました あなたもまた しかし 違つ

たやり方で

こんな小さなわたしですが わたしにだつて進歩の権利はあつたのです。

よい進歩、最後の進歩です。

しかしながら ああ師よ 昔あなたに熱中した心で
ここにあなたへの賞讃を捧げます 率直に心から。

というのも あの苦しみのさ中に あなたはあんなに
も優しかったのだから

(「『叡智』を送りながら」)

3

間違いなく愛の詩集であり、奪われた息子への慕情が
基盤にありながら、いや、むしろそれ故にその愛を取り
あげていったマルチドへの怨恨はいやましに募つてくる。
明らかにマルチドを意識した三つの詩が連続的に並べら
れている。その一つ「X夫人に……」は「すみれを贈る
に添えて」と注をつけながらつぎのように歌われている。

あなたがわたしを愛してくれていた頃（ほんとかな）
あなたはわたしに贈つてくれた 開いたばかりの
やさしく小さなバラの花を

三年が過ぎて 今 わたしたちはこのとおり
それでも わたしのこころにはしつかと残る
あのあなたのバラ、それをまだ



自由にヴェルレーヌ自筆の肖像画

思いつづけるのが　わたしの光榮なのだ

ああ　それにしても　たとえ記憶が残っていても
わたしにはバラはなく　あなたの心ももはやない。

花は風まかせに散ってしまい

心はどうかと　今　わたしは考えつづけている。

それはかつて本当にわたしのものだつたのか　本当に。

わたしの心は今も同じように打つてある。

それはいつでも単純なもの　わたしとすれば
いつも同じ心のしるし。どうか言つておくれ

あなたは打ちひしがれたこのわたし　哀しい花束を

あなたにお贈りすることを許すのか

このあわれな黒い花を　仕方なく

歎びの色でないことは十分しりつつも

それでも　それはやはりわたしの心の色なのだから。

わたしはそれを摘みとつたのだ。歩きつづける

苦惱にみちたこの人生の中の

囚われの敷石の　とある割れ目より

もっとほかの証しが必要なのだろうか

とにかく 戯れでいい　花を受けとつてほしいのだ

わたしはこれを摘むのに大変な難儀をした

そしてこの花はほとんど「やもめの花」なのだ

「男やもめが語る」「かれはなおも語る」の二篇はもつ
と客觀化しようとする努力を見せながら、より悲惨な現
実をのぞかせる。たとえば前者を見てみよう。

わたしは海の上に一群を見る。

何の海に？　わたしの涙の海に。

苦い風に濡れるわたしの眼は

この暗く不安な夜の中に
ともる二つの星のようだ。

漕ぎ手のいない舟の中には

まだうら若い一人の女性と

もう大きくなつたその息子がいる。

帆も帆柱もなく　それでおし流される舟の中に……

一人の子供と　一人の女性！

嵐の中におし流される！

子供は母にしがみつき

その母もまた何処に行くかも どうするかも知らぬ…

何事も知らず、ただ狂ったように祈るばかり
流れの中で 嵐の中で。

哀れな狂女よ ただ「神」に祈れ。

われらが「父」を信じるのだ 子供よ。

君たちを悩ます嵐もまた

やがては鎮まるだろうと予言する

高みにあるわたしの心は。子供よ 狂女よ！

海の上のこの一群に平和よあれ

このよき涙の海にただよう一群に！

はれやかな空に嬉しく光るわたしの眼は

もはや不安も消えた夜をとおして
海を渡る二人のやさしい天使のようだ。



レチノワ

実際には一八七四年頃になつたと思われるこの詩に、一八七八年と誌したヴェルレーヌ。この時、ジョルジュはたしかに七才で、「もう大きくなつていていた。そして、さらに八四年、八六年と二度も雑誌に発表し（残つてゐる草稿には多くの書き直しがあるという）、今まで詩集に収録して発表する八八年には、もはやジョルジュは十七才なのである。このように子を追つてやまぬヴェルレーヌの胸の中は、ほんとうに悲しい父の愛でみちみちていたのであろう。

4

ここまで来ればこの詩集の『地上の愛』の中心をなしているレチノワ篇にふれずにはおけない。もつともレチノワとのいきさつについてはすでに述べ、とくに「わたしの息子は死にました、ああ神よ わたしはあなたの涙を讀えます」ではじまる冒頭の詩は紹介しておいた。したがつて、ここでは集中の佳篇をいくつか紹介し、かれの心のうちをおしはかるにとどめたい。

わたしは愛したいと燃えている。かよわいこの心は狂つてゐるのだ。

いつでもいい、何でもいい、どこだっていい、

美が徳が、あるいは勇気がちらつと光つて見えようものなら

わたしの心はそれに向つて走りより飛んで行きとびついて

自分が選んだものが人であれ 物であれ

抱擁の間に 百度も接吻をくり返す。

それから 夢の翼が破れると悲しく

いつもいつもひとりぼっちで それでも変わらぬ心で

帰つてくる。

その裏切者たちに 血であれ肉であれ 何かを残して。

しかし心は倦怠のうちに死ぬことはもうない。

シメールの島めざしてすぐ旅立つ、

そしてただ苦い涙だけを持つてかえり 自分で味わい

束の間堪え切れぬ絶望に落ち込むが

やがて またまた船出する

……

ああ 死者たちよ 死者たちよ しかしあたしの心の

方がもつと死んでいる！

いつも激しく燃えるその心の琴線は

共同墓地にもぐり込み そこで甘い哀しみをくみとつてやまぬ

鳥がその苦むす巣を愛するように この心は死者たちを愛する。

かれらの思い出が慕わしい枕なのだ その上で眠り心はかれらを夢み 目に見 話をかわし かれらで一ぱいになつて

夢からさめるが またも恐しい事件へと出かけていく。

わたしは愛したいと燃えている、どうすればいいのか

ああ放つておくさ

レチノワとの一時期はいろいろな忌わしい推測を生み出しているが、今、この死者たちの思い出の中に振り返られるとき、むしろ一縷の希望と光明となつてかれの心を照すのである。「詩集『愛』に於けるヴエルレーヌは、歌のない悲哀に首垂れて失はれたる自分の幸福の挽歌を歌いながら、僧院の中を行くやうな心で人生の中を行くのである。」と、堀口大学はやや感傷的に述べている。そして、このような思い出の中のレチノワは『勇敢で、誇り高く、善良で、力強く、そしてとりわけ美しい』（第六歌）とヴエルレーヌには見え、つぎのように歌い

出ずにはおれなかつた。

かれのスケートのすばらしかったこと

猛然と飛び出して行つて

ほんとにあんなに嬉々としてもどつて來た。

背の高い乙女子のようにほつそりと

針のようくキラキラと生き生きとつよく

漫のようく柔かくしかもはづみがあつて

何という視覚のいたずらか

切なく訴えるその眼の中に

チラリと光る優雅さ

時には遠い目に見えぬ的を追つて

矢のようく飛んで行くかれ自身が
まるで目に見えぬこともままあつた……

今日もまたかれは見えない。

いつたい カれはどうなるのだろう。

いつたい いつたい どうなるのだろう。 (第九歌)

そのかれはいたましくも慈善病院の一室で死んだ、第十九歌はその惨めな思い出を歌いながら、しかしヴェル

レーヌは、

柩^{ひこ}はろうそくに白々と映え

救いと神の平和をたたえる聖歌に
やさしくゆすぶられるのであつた。

この上なくか細いしかし心にふれるゆり籠のよう

と、すべてに静謐の訪れるることを析るのである。

「愛」はかくて「死」ゆえに浄化され、聖化される。
多くの死者たちの姿がヴェルレーヌの脳裏をよぎる。一八九二年、この詩集に手を入れたかれは、突然、レチノワ篇の四番目に、あのやさしかつたエリザ・モンコンブル



エリザ・モンコンブル

ルの思い出を挿入する。

青く美しい眼をして その眼の中でもまだ子供のわたし
の魂は賢くなり

わたしのいとこエリザ、ほとんど姉といつてよい
いや姉よりももつとすばらしい人 ああ あなた
あなたがわたしを置いてきぼりにしたあの厭わしい季

節が

またもどつて来た こんな今となつて……

……

そしてあなたは祝福を与えたあとで 今は眠っている
しかしあたしの中で 何かがもう終つたのだとわたし

ははつきり感じている。

…………
そうだ たしかにかわいそうな母はほんと

優しすぎた わたしの心はかの女を見て鼓動を打ち

はね上り そして笑い かの女の声を聞いて涙を流し

た。

しかし、あなたは違う わたしはもつと優しくとは言

わないが

もつと心やすく あなたを愛した。というのも「母」

はどこか心の奥では

恐しく 子供には絶対に尊敬するしかなかつた でも

あなたは

いつまでも慕わしい人とわたしには映つた。ああいと

しい影よ 生前と同じく

ブロンドでバラ色の頬をして しかし深刻な夢見るよ

うな横顔を見せて

やがて青年となり大人となつても つよく清らな愛の
焰を

白熱の燃える光と映し出していた。

……

母と重ね合わせてエリザへの思いを込めたこの詩を滑
り込ませたヴエルレーヌの中では、死者たちへの真率な
思ひが過去・現在を問わず白熱して燃えていたのである
うか。ともあれ、その死者への鎮魂の調べが詩集『愛』
を通じて鳴りひびく主調低音であつたことは間違いない。
死者たちをとおして到りついた信仰の世界を必死に保と
うとしつつヴエルレーヌは何度も何度もこの『地上の愛』
に呼びもどされざるを得ない。ちょうど病院のベッドで
暫しの静謐を味わつても、すぐまた幕間の暗い人生で苦
吟せねばならなかつたようだ。それ故『幸福』に到る前
に天上への心と地上への降下は『平行して』かれを訪れ
るのである。

(やまむら よしみ・文学部仏文科教員)

—連載—

日本中國ことばの來往 その33

ゆきき

『國際化』をめぐつて——ある『小さな出来事

芝田 慎

(一)

見落され勝ちになる『小さな出来事』が、却つて重要な意義を含んでいる事に気付いたからである。

『國際化』というスローガンが喧伝され、留学生一〇万人の受け入れ計画もすでに動いている。同時に諸国との学術交流や文化交流、さらには建設援助の促進に至るまで、日本政府は『經濟大国』らしく大盤振舞を行つてゐるよう見受けられる。それはそれで結構な事であるが、最近偶然にもその実状の一端を垣間見る機会に出交して、一喜一憂。いずれも「ある小さな出来事」として済ましておいてよさそうな事柄であるが、しかし、よく考えてみると『國際化』という大きな潮流の下に、つい

馬鹿正直にも派出所へ連れて行く。車に取り残された魯迅は歯痒くてたまらない。よけいな事をする車夫に対し腹立たしく思えてならなかつた。だが車夫の後姿をじ

つと見ているうちに、その車夫の偉大さと自分の小ささに驚くのであつた。——以来、この小さな出来事を思ひ起すたびに、魯迅は勇気を振り起し、希望に胸を張りながら“社会悪・中国悪”と鬪い通したのである。

前書きが長くなつたが、ここに紹介した魯迅の作品にヒントを得たのか、その題目を『一件重要的「小事」（ある重要な「小さな出来事」）』とする。しかし驚いたことに、いや嬉しいことに、この出来事は関西大学から生れたということである。

この出来事を報じているのは、九三学社『注二』の機関誌『紅專』一九八八年第七期、作者は中国社会科学院文学研究所の沈玉成。同氏は八七年十一月学術交流のため訪日した際、関西大学を訪れ、中国文学科のM教授と面識になつたことから、この出来事が始まるのである。

沈氏はまず事の起りを次のように述べる。

関西大学ではM教授に会つた。同教授の話によれば一九六三年十一月十二日北京大学教授游国恩、武漢大学副教授李格非両先生が名古屋大学で学術講演をされた際、游教授は入矢義高教授の要請に応えて、臨川方言の録音をされたことがあつた。当時学生であつたM教授はその時のことを思い出して詳しく説明されたのである。

それは羅常培〔注二〕の『臨川音系』に収録されている入声字および散文の『蒼蠅与飛蛾（ハエと蛾）』を朗読してもらつことであつた。

沈氏は游先生の愛弟子である。このことを聞いて、驚き且つ喜んだことはいうまでもない。沈氏はいう。

「游先生は五十余年間も教鞭をとつておられたがただ一つの録音資料が隣国に保存されていようとは、全く思いがけないことであつた。」

「私は礼儀をもわきまえず、M教授に対しても、その録音の複製を依頼し、併せて游先生の二人の遺子の分をもお願いしておいたのである。」





八八年二月十五日であった。M教授から手紙が届けられ、件の録音テープが名古屋大学の言語研究室で見付かったので「五月か六月に五日前後の日程で北京を訪問する。その節には游先生の遺子游珏さんにも会つてテープを聞いてもらいたい」とある。同僚たちも大へん喜んでその日を待つた。

五月十八日M教授は自費をかけて大阪から上海へ飛び、その夜北京へ来られた。翌十九日「私と一緒に訪日した同僚たちと共に文学研究所にM教授を迎えて、持参された録音機にテープをかけて下さった。」

「游先生のしわがれた、声量豊かな声が、突然流れ

て来た。私は一気に十年も昔に返えり、先生の書斎で指導を受けていた時の事を思い出しては感涙に噎んだ。」

「翌二十日M教授は天津の南開大学へ游珏さんを訪ねて行かれたが、生憎と行き違いになり、二十一日北京へ引き返して、やつと北京大学にて游珏さんと会われ、今回訪中の目的を果されたのであった。」

以上がこの「小さな出来事」のあらましである。沈氏は関西大学にM教授を訪ねたのが切っ掛けで、恩師游国恩教授が名古屋大学で録音されていたことを知った。それがM教授の努力で見付かり、六ヶ月後には複製されて、わざわざ旅費を使って北京まで持つて来られたのである。沈氏はいう。「一本の録音テープが帰つて来たことは学術界ではそれほど大きな事でもない。だが私個人にとってはそれこそ大きな宝物である。各人には各人各様の価値の尺度というものがある。春秋の子罕は貪欲でないことを宝としたが、M教授は誠実と信用を宝としておられる。」

そして「私はこの“小さな出来事”を通して日本戦後の飛躍振りに対し、一層その認識を深くすることができたのである」と結んでいる。

ともすれば、口先きだけの外交辞令と札束の浪費に終

つてしまいそうな“国際交流”的風潮の中で、この小さな出来事を、一服の清涼剤として紹介しておきたいのである。

注一：九三学社は中国民主党派の一組織で、元は「民主科学社」と称し、文教科学技術界の人びとによつて結成された。一九四五年九月三日の世界反ファシスト戦争の勝利を記念して「九三学社」と改名し、同時に中國人民政治協商會議に参加した。

（読報辞典より）

注二：羅常培（一八八九—一九五八）北京生れ、現代の言語学者、一九一九年北京大学卒、二三年より西北大学、廈門大学、中山大学等を経て戦後米国エール大学客員教授、帰国後北京大学教授、語言研究所所長等と歴任した。著書のうち『臨川音系』の中の『ハエと蛾』についての叙述は、當時游珏さんの朗読音声を基礎にしたものである。

なお一九六三年十一月十五日には中国学術代表団のうち、侯外盧（哲学）劉大年（中国近代史）李格非（中国語学）および江隆基（教育学）の四氏を関西大学に招き在阪研究者を交えて交流を行つた。本文に出てく



る游国恩氏は、その時大阪市大を訪問された。

(二)

大阪府下の衛星都市、人口十万になつたばかりの開発

途上の町の国道沿いに、一軒の「らーめん屋」がある。

この店は二十四時間無休というドライバー相手に営業しているチエーン店の一つであるが、ここで働いている中國人留学生A君の独り言を聞いてみることにしよう。

「私たち、日本に居住している、ある中國人の世話で大阪へ来た留学生です。」

「梅田というところの日語学校へは週に五日通い、ア

イウエオを勉強しています。私は午後のクラスですから、勉強するのは、午後一時から四時までです。」

「三月に來たばかりですから地理がまだ分りません。」

学校の往復は、今住んでいるところから、私鉄と地下鉄を利用していますが、片道四十分ほどかかります。教えられた通りの道筋以外に、市内をぶらついたりすることはありません。」

「五時には宿舎に帰りますが、八時からの仕事が待っています。宿舎から仕事場まで私鉄で四十分、徒步十五分ぐらいかかります。仕事は八時から翌朝の六時までです。そして交通費も含めて一日六千円をもらっています

が、ここへ出勤するだけで往復七百円かかります。学校は毎月三万円の授業料で教科書代は別です。宿舎の家賃が二万円ほどで、電気水道ガス料金は、同宿の二〇人で頭割にします。」

「私は福建省の農村出身で、学校を出てから農業に従事していましたが、某さんの世話で、日本留学が実現しました。渡航、入学手続等はみな、その人がやつてくれましたが、その費用として人民幣で一万五千元（約五〇万円相当であり、仮りに労働者の月平均賃金を一一〇元とすれば約十年半の給料に当る）を支払いました。それは親が工面してくれました。」

A君がこの独り言を玩味していると、「経済大国」という表面上の華やかなイメージと中国において日本への留学熱を煽り、その裏で諸産業のオーナーと結託しているあくどい手配師の醜い姿とが、折り重なつて浮上して來るのである。悲観的な事を考えると、日本の「国際化」も、その理想とは裏腹に、しかしど口沼の中から或種のあだ花を美しく咲かせてみせるかも知れない。それは文化国家として恥かしい側面ではあるけれども。

(しばた みのる・文学部非常勤講師)

分析している良書である。



■短評

「昭和」の学校行事

日本図書センター／一六〇〇円
今野敏彦

Xデー・「大喪」を契機に、天皇制をめぐる書物とともに、「昭和」史を総括する試みが様々な方面でなされている。この「昭和」の学校行事」というのも、「シリーズ・昭和とは何であったのか」の一環としての著書であるが、「学校行事」という私達に「身近」なものが、実は国家意識を注入する為にいかに大きな役割を果たしてきたのかを詳細に

「遠足」「修学旅行」「運動会」など、一見単なる「スポーツ行事」「レクリエーション」のようで、正に支配者層の狙いを具現化したものであるというのだ。たとえば、「なぜ行事や儀式に、必ず“日の丸・君が代”を強制させられるのか?」と問うた時、深く考えさせられる発題である。もつとも、近代公教育の重要な環としてある学校制度においては、極めて「教育」「学校」なるものは國家のイデオロギー装置として存在する。が、それが「教室」内だけでなく、「外」においても「行事」「儀式」等が同様の役割を機能している事を、巧みに利用したからにほかならない。

もつともこれは一例に過ぎないが、行事、儀式が語意以上の政治的位置付けを持って登場している事を裏付ける重要な問いである。即ち、「体罰」「校則」に代表される「管理教育」が可視的なイデオロギー攻撃であるのに対して、「学校行事」を通じての意識注入・操作は、なかなか洞察し得ないものであるが故に、厳しく着目せねばならない。

「周知のように、学校行事にはノ儀

制イデオロギーの主要なメッカである。そうしたメッカが、天皇制の下に行われた軍国主義への反省を欠いたまま、現代の教育現場に堂々と登場しているところに問題がある」と指摘している。更に「政治的イデオロギー操作によって、学校教育の場に伊勢信仰が普及し得たのは、教師を含めて民間のもつ伝統的宗教感情

式”がなんらかの形で付隨する。その行事と儀式のドッキングのなかで、なにが、どのように子どもたちの身体を頭脳＝心に滲透したのか、形式中心主権の“縛”（国字としての縛は本来の意味での“仕付け”－労働の中で学び合う－ではない）を強要した行事と儀式が、どの様な人間を育てたのか（中略）今日の学校行事の原型がどのような意図で生みだされ、原型行事がいかに変化して、ないで、現代へ移行しているか、それはなぜかについても考えておこう。”と筆者は問い合わせる。

「戦前暗黒時代の到来」を危惧するにも、あまりに時代情況が異なるし私もそういった意味で「戦前」が再来するとは考えていない。しかし、知らず知らずのうちに「国家」に取り込まれつづある現在、この著書の示唆するところは極めて重要なえよう。

「学校行事は、明治・大正・昭和（二〇年までとは限定せずに）に果して、いた働きを見れば、これを機会に回復するであろう。すでに準備万端・整備されている。しかもである。マスメディアはこそって、天皇制に反対しない契約づくりに荷担することを“崩御”の際に、みごとに示してくれたのである。」

が、更に言うならば今回の天皇騒ぎの中の「自粛」なる奇妙な風潮は、決して権力者側が強制させた上で引き起こされた事象ではなかった。確かに権力・民間右翼の策動はあつたろうが、文字通り“自發的”に店が閉められ、弔旗が掲揚された。戦前の皇國史觀に立脚した教育を身に付けさせられた世代のみならず、「平和と民主主義」の「戦後」世代も“へならえ”と、「自粛・記帳」騒ぎに踊らされていた事は、連綿と教育現場においてこの「学校行事」が、

家庭に戻つては「地域行事が巧妙な役割を演じているのがわかる。」

「学校行事は、明治・大正・昭和（二〇年までとは限定せずに）に果して、いた働きを見れば、これを機会に回復するであろう。すでに準備万端・整備されている。しかもである。マスメディアはこそって、天皇制に反対しない契約づくりに荷担することを“崩御”の際に、みごとに示してくれたのである。」

が、更に言うならば今回の天皇騒ぎの中の「自粛」なる奇妙な風潮は、決して権力者側が強制させた上で引き起こされた事象ではなかった。確かに権力・民間右翼の策動はあつたろうが、文字通り“自発的”に店が閉められ、弔旗が掲揚された。戦前の皇國史觀に立脚した教育を身に付けさせられた世代のみならず、「平和と民主主義」の「戦後」世代も“へならえ”と、「自粛・記帳」騒ぎに踊らされていた事は、連綿と教育現場においてこの「学校行事」が、



■短評 ■ 市民の目から見た国際化

石井米雄編
仲尾宏編
明石書店／一六〇〇円

時代のキーワードといえる「国際化」という三文字。この国際化の波が私達の目の前に押しよせてきている。「国際化」という文字を一見すると、大変重要なことであり、今日本人として考えなくてはならない問題であることは言うまでもないことであろうと思われる。

新聞、雑誌、テレビなどの報導では、連日のように「国際化」等の言

葉を見聞きしているといった情況がある。そこでは、国際化と関連して日本の発展途上国に対する政府開発援助（ODA）といった形で日本の世界の貧しい国に対しての「貢献度」が大々的にキャンペーンされる。あるいは、日本の外貨準備高は世界一の水準にまで達し、国際通貨基金（IMF）などの国際的レヴェルの機関への拠出金が世界一となつており、グローバルに「大国日本」が強調される。

このように、実質的なものとして出されると、一般大衆の意識としても「世界的に視た日本の重要性、貢献度」といった意識を潜在的にでも持つのも無理はないだろう。

また、日本の国際化政策の一環として、元中曾根政権が打ち出した「留学生10万人構想」などといった財政界が推し進めていく国家的政策に注目しただけでも「開かれた日本」

「日本の国際化」を意識するのにも十分足りうるところであろう。

しかし、視点を変えて考えてみるとどうであろうか。つまり、援助されていける発展途上国の現地の人にとって日本の「援助」というものは、一体どういうものなのか。また、日本へやつてくる留学生は、日本をどのように視ているのか、ということである。あるいは、今現在、日本で大きな社会問題となつていて「外国人労働者問題」。特に建設、土木産業に従事している「不法就労者」の問題はどうなつていてるのか。本書においても、小柳伸顕氏が指摘しているが、外国人登録法、出入国管理法なる法律に違反して働いている人が、かなりの数でいる。国別で言うならフィリピン、韓国、中国が代表的である。ここで実に注目すべき点は、外国人労働者というものは今になつて初めて存在したのではなく、一八

八五年の台湾の植民地の時、一九一〇年に朝鮮を植民地にした時から外国人労働者が存在したという点である。こういった形で過去において、日本に基幹産業を支えるために朝鮮人強制連行といった形で日本に来させられたのである。そこで今まで、外国人労働者の問題が浮かび上っている。これは過去の歴史を日本人が認識していないということは明らかなどころであろう。今の外国人労働者との問題には、主に二つの原因がある。一つは海外進出企業に関する考へるなら、フィリピンから日本へ輸入されるバナナが象徴的だろう。フィリピンに進出している日系多国籍企業がバナナの売上げをほとんど吸い上げてしまい、現地の農家にはあまりお金が落ちないシステムになつてているし、円高の問題で言うなら、フィリピンを例にとると四人に一人は失業者であり、また最高の賃金を得

たとしてもそれはしれた額なのである。そこで「豊かな国ニッポン」へ行こうということになる。こうみると海外進出企業なども進出先の国になんの役にも立つておらず、結局は資本が日本に還流していくことになるといったシステムがきつちり出来上っているのである。

このように、なぜ外国人労働者が増えるのかといった一番基本的な問題がなおざりにされたところでの、「国際化」というのは、全く説得力

がなく、ましてや政財界ではこれら労働力不足が起つてくる中で外国人労働者を入れるか、どうするかといふことで躍起になつてゐる。

次に、先に挙げた朝鮮人強制連行と関して、在日朝鮮人韓国人の問題が大きな問題として、残つてゐる。これは、労働力不足を補うために朝鮮から日本へやつて来たわけだが、

戦後、解放されたとはいえ経済基盤

が日本にあり、本国へ帰ることがほとんどの「死」を意味しており、仕方なく日本に残つた結果、在日2世、3世として存在しているのである。そこで今この在日朝鮮人韓国人に対し日本政府は何らかの形で反省をしているかというと、そうではなく、外国人登録法により指紋を押させ、差別管理の対象にまでしようとしている。

このように歴史的認識に立つて現時点での日本の「国際化」も見つめ直すと、いろんな問題が存在していることが認識されるだろう。

現在、マスメディアを通じて流されている日本の国際化キャンペーンに対し、私達日本人が「国際化」の問題を考え直すのに重要なヒントを与えてくれる一冊として重要視され得よいものだといえるだろう。

〇〇〇校に増えている。

「国際交流が叫ばれ、日本人の「国際感覚」が流行っているが、この就学生と呼ばれる外国人が、日本で生きるには厳しい現実がある。日本に到着するまでにも困難な手続きが必要なだけ、今日、明日どこに住むのか、何を食べ、どんな仕事をするか、日本語をほとんど話せない状態での彼らには、すべてがゼロからの出発なのである。まず、住むところを探すことからはじまる。しかし、外国人に部屋を貸す大屋は少ない。

日本人は、異質な文化に慣れようとしないようだ。次に、仕事を探すのだが、就学ビザで入国した者は、週二〇時間を超えて働いてはならないと、法務省はしている。仕送りも奨学金もない彼らが生活をしていくのに、月に一〇万～一五万円稼ぐには、一日八時間以上働かねばならない費用条件のよい仕事を見つからず、中華料理店や、居酒屋、日雇労働をし、いわゆる底辺労働へと追いやられているのが現状なのだ。



■短評 ■ あぶない日本語学校

ぐるーぶ赤かぶ編著
新泉社／一七三〇円

「就学生」という言葉を聞いたことがあるだろうか。日本では特定の目的で入国する外国人以外の入国は認めていない。そこで、一九八一年、入国管理法の一部手直しによって、日本語学校や各種学校に通う外国人の学生を、大学等への留学生と区別して、「就学生」と呼ぶようになつたのである。日本語学校も、五年ほど前には十数校であったのが、約五、

日本人は、異質な文化に慣れようとしないようだ。次に、仕事を探すのだが、就学ビザで入国した者は、週二〇時間を超えて働いてはならないと、法務省はしている。仕送りもこのビザを取得するには、日本語学校の入学許可書などが必要で、その他複雑な手続きがいる。この手続きの過程に、ブローカーが存在している。日本語学校入学とビザのために、ブローカーに支払わねばならない費用は、三〇～六〇万円だという。当然、

こんな大金があるはずはなく、家族や親せきから借金してつくる。こんな大金を借金をしてでも、日本へなんとか来れば“ばら色”的生活ができると夢が広がってしまうほど、今、日本は「黄金の国」なのである。就学生は、2年ほどの間に、働いて借金を返済し、その上に自國へ帰る頃には、何年間か生活できるくらいのお金をためる計算である。

さて、日本語学校への入学許可書は、就学を希望する外国人がビザを申請する前に、各学校から本人に対し発行される。就学ビザが取れる学校には、その学校の規模で受け入れ定員が決まっているが、定員をオーバーして入学許可書を乱発して、ひともうけする学校がある。その他、架空の日本語学校をつくつて、入学許可書を乱発した学校もある。これが、「あぶない日本語学校」といわれる理由である。ある日本語学校で

は、一〇〇人定員の学校設立に、八帖ぐらいのフロアが三部屋もあればよいそうだ。一日に四時間の授業を行なえばよいため、一部屋で午前、午後と二クラスができ、一クラス二五人とすれば二部屋で一〇〇人定員、残りの一部屋は事務室にすればよい。定員を増やすには、法務省の許可が必要だから、申請のときだけ部屋を借り、その後は解約して、増員分の学生を入学させても、これまでの部屋だけで授業を行うのである。これは、就学生はアルバイトのために、教室に、いつも定員どおりの学生は出席できない。そこで一〇〇人くらいの出席者で、授業料は一五〇人とれるというからくりだ。やはり、金もうけ主義の経営があらわれている。

私達が「就学生」を「かわいそな人達」とか、「悪質な日本語学校は金もうけしか頭にない」と偏見や批判を持つのは、あまりにも易い。

投稿募集のお知らせ

◎投稿募集

読者からの投稿をお待ちしています。

最近読んだ本の書評、内容紹介、批判等の作業を通じて、自己の主張を述べたもの、現状分析、研究成果の発表、論文も結構です。
詳細については、生協本部3F「書評」編集委員会までお問い合わせ下さい。

◎投稿規定は以下の通りです。

- ▼原稿は原則として縦書きで、「書評」誌用の字数、一行二五字、二三行(二五〇字)を一枚と計算します。
- ▼枚数は自由。(ただし編集上の都合で何回かに分けて掲載することもあります。)
- ▼締め切り各月末日。

して下さい。

▼原稿は返却しません。必要な場合はコピーをとって置いて下さい。

▼送り先

〒565 吹田市千里山東3-10-1

関西大学生生活協同組合本部3F組織部内「書評」
編集委員会

☎ 387-9998 (直通)

☎ 388-1121 (内線4821)

「書評」第88号をお届けします。

今号は、今最も注目を浴びていると思われる「天皇制再考」と「外国人労働者」について特集しました。

好む、好まざるに関わらず存在している「天皇制」について、皆さんは、どのような考え方を持たれているのでしょうか。社会の中では、「昭和」も過ぎ去った歴史として見られがちですが、この歴史が忘れられるものになつたり、過つたものであつてはならないはずです。

「戦争」が行われていた頃、「現人神」とされ、顔を見ることがすらできなかつた「天皇」は、本当に雲の上の遠い存在でした。それが現在、「天皇」の死、1月7日以後、急速に「天皇に親近感を感じる」と言う人が増えているのです。たつた40年ほどの間に、人々の意識を変えさせんその背景には何があるのでしょうか。

社会の動きを私達に伝え、また、人々の意識の変化をもさせるマスコミとは、いったいどんな役割をしているのでしょうか。



『書評』 1989年6月号 通巻88号

編集・発行 関西大学生活協同組合・組織部『書評』編集委員会

連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎ 388-1121 (内線4821) or 387-9998)

価格 250円